

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

令和8年2月定例会
(2月19日)

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

令和8年2月定例会

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

(2月19日)

目 次

| | |
|---|----|
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 説明のため出席した者 | 1 |
| 事務局職員出席者 | 2 |
| 議事日程第1号 | 3 |
| 開 会 | 4 |
| 開 議 | 4 |
| 諸般の報告 | 4 |
| 日程第 1 会期の決定 | 4 |
| 日程第 2 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 日程第 3 報告第1号 管理者専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて） | 5 |
| 日程第 4 議案第1号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | 6 |
| 日程第 5 議案第2号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例 | 7 |
| 日程第 6 議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基金条例を廃止する条例 | 9 |
| 日程第 7 議案第4号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏計画審議会条例を廃止する条例 | 10 |
| 日程第 8 議案第5号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号） | 12 |
| 日程第 9 議案第6号 令和8年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について | 15 |
| 日程第10 議案第7号 令和8年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算 | 16 |
| 日程第11 一般質問 | 24 |
| 閉 議 | 51 |
| 管理者挨拶 | 51 |
| 閉 会 | 52 |

令和8年2月渋川地区広域市町村圏
振興整備組合議会定例会会議録

第1日

令和8年2月19日(木曜日)

出席議員(14人)

| | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|--------|------|----|
| 1番 | 埴田裕之 | 議員 | 2番 | 福島丘泰 | 議員 | |
| 3番 | 反町英孝 | 議員 | 4番 | 波多野佐和子 | 議員 | |
| 5番 | 板倉正和 | 議員 | 6番 | 後藤弘一 | 議員 | |
| 7番 | 三俣 | 実 | 議員 | 8番 | 田中猛夫 | 議員 |
| 9番 | 廣嶋 | 隆 | 議員 | 10番 | 富岡大志 | 議員 |
| 11番 | 山内崇仁 | 議員 | 12番 | 善養寺 | 孝 | 議員 |
| 13番 | 安力川信之 | 議員 | 14番 | 角田喜和 | 議員 | |

欠席議員(1名)

| | | |
|-----|------|----|
| 15番 | 小池春雄 | 議員 |
|-----|------|----|

説明のため出席した者

| | | | |
|------------------|------|----------------|-------|
| 管理者 | 星名建市 | 副管理者 | 柴崎徳一郎 |
| 副管理者 | 南千晴 | 事務局長 | 島田志野 |
| 消防長 | 山田知巳 | 消防本部長 | 角田泰紀 |
| 消防署長 | 萩原勇人 | 会計管理者 | 生方茂樹 |
| 総務課長 | 根井邦彦 | 事業課長 | 西島学 |
| 清掃センター長 | 荒井一浩 | 環境クリーンセンター長 | 横手和敏 |
| 消防本部長 | 狩野設衛 | 消防本部長 | 永井雅人 |
| 消防本部長 施設整備室長 | 石田正外 | 総務課長 企画財政係長 | 狩野健一 |
| 消防本部長 総務課庶務係長 | 藤木雅 | 事業課管理係長 | 山本豊彰 |
| 事業課施設係長 | 関口剛士 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-----|------|----|------|
| 書記長 | 佐藤昭代 | 書記 | 都丸健一 |
| 書記 | 町田直哉 | 書記 | 鶴巻大輔 |

議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和8年2月19日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 報告第1号 管理者専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第 4 議案第1号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第2号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基金条例を廃止する条例
- 第 7 議案第4号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏計画審議会条例を廃止する条例
- 第 8 議案第5号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第6号 令和8年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について
- 第10 議案第7号 令和8年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算
（提出者説明、質疑、討論、表決）
- 第11 一般質問

会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

午前10時

議長（安カ川信之議員） おはようございます。これより令和8年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合
議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14人で、議会は成立いたしました。

15番、小池春雄議員から欠席の届出がありました。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係職員の出席を求めます。

開 議

午前10時

議長（安カ川信之議員） これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

諸 般 の 報 告

議長（安カ川信之議員） 日程に先立ち、この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会期の決定

議長（安カ川信之議員） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（安カ川信之議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において3番、反町英孝議員、9番、廣嶋隆議員を指名いたします。

日程第3 報告第1号 管理者専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

議長（安カ川信之議員） 日程第3、報告第1号 管理者専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山田消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） おはようございます。ただいま上程いただきました報告第1号 管理者専決処分の報告についてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書の1ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定によりまして別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものであります。

3ページをお願いいたします。専決処分書であります。和解及び損害賠償の額を定めることについて、本件事故に係る和解が令和7年12月19日に成立したことによるものであります。本件事故は、令和7年10月24日午後6時33分頃、榛東村大字新井1183番地3先、しんとう聖苑マルコー駐車場において、榛東村新井地内で発生した建物火災に出勤し駐車していた指揮車、群馬831み119を消防署職員が移動させる際に、左隣に駐車していた警察車両の右側前方バンパー部分に指揮車左側スライドドアが接触し、破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定及び管理者において専決処分することができる事項の指定についてにより、次のとおり専決処分したものであります。

1の和解の内容であります。当事者甲は渋川地区広域市町村圏振興整備組合、管理者、星名建市であります。乙は、記載のとおりであります。事故の状況から、過失割合は甲の100%で合意したものであります。

（1）であります。甲は乙に対し、車両修理費として12万3,959円を支払うものであります。

（2）であります。甲及び乙は本件に関し、本件和解条項に定めるほか、何ら債権債務のないことを相互に確認するものであります。

2の損害賠償額は、12万3,959円であります。この損害賠償額につきましては、本組合が加入しております全国市有物件災害共済会から全額補てんされるものであります。

次に、事故の内容について申し上げます。事故の場所は、榛東村大字新井1183番地3先、しんとう聖苑

マルコー駐車場でございます。榛東村新井地内で発生した建物火災に出動し、駐車していた指揮車を消防署職員が移動させる際に、左隣に駐車していた警察車両の右側前方バンパー部分に指揮車左側スライドドアが接触し、破損させたもので、車両間隔を見誤ったことが事故を招いた一因であると反省しております。全職員に対し、再度事故防止、安全管理に努めるよう指示するとともに、安全運転技術指導員を中心に安全運転教養を実施したところですが、今後このような事故を再び起こさないよう、安全運転の徹底を図ってまいります。

以上で報告第1号 管理者専決処分の報告についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（安カ川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑に対しては1人3問として、1回目の質疑は登壇して行い、2問目以降は自席にてお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第1号を終わります。

日程第4 議案第1号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（安カ川信之議員） 日程第4、議案第1号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいまご上程いただきました議案第1号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及び議案の内容についてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係の議案書6ページをお願いいたします。初めに、提案理由を申し上げます。出動手当、緊急消防援助隊手当の支給及び夜間特殊勤務手当の内容を見直し、支給対象者を拡大するため、所要の改正をしようとするものであります。

なお、議案書の7ページから8ページに議案第1号参考資料として、当該条例の新旧対照表をお示いたしましたので、併せてごらんください。

次に、議案の内容をご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。11行目、第3条第1項中、「は、

消防本部及び消防署に勤務する消防吏員に対して支給する」を「の種類、業務内容及び支給額は別表のとおりとする」に改め、同条第2項及び第3項を削り、附則の次に次の別表を加えるものであります。

別表（第3条関係）中、夜間特殊勤務手当であります。これまでは交替制勤務を正規としている職員へ支給していた手当を日勤勤務を正規とする職員にも拡大しようとするものであります。支給額は記載のとおりであります。

次に、出勤手当であります。各種災害出勤において、緊急走行により現場に出勤し、活動に従事した職員へ1回300円を新たに支給しようとするものであります。

6ページをお願いいたします。救急救命士手当であります。従前どおりであり、業務内容及び支給額については変更はございません。

次に、緊急消防援助隊手当であります。緊急消防援助隊として出勤し、活動に従事した職員へ日額2,160円を新たに支給しようとするものであります。

なお、緊急消防援助隊出勤手当の日額2,160円は、人事院規則9—30、第19条第3項第3号の人事院が著しく危険であると認める区域で従事した場合の手当額と同額であります。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で議案第1号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第1号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例

議長（安力川信之議員） 日程第5、議案第2号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部

を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山田消防長。

(消防長山田知巳登壇)

消防長(山田知巳) ただいまご上程いただきました議案第2号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及び議案の内容についてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書9ページをお願いいたします。初めに、提案理由についてご説明申し上げます。10ページをお願いいたします。総務省消防庁次長から、令和7年11月12日付、消防予第444号が通知されたことにより、渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する必要性が生じたため、所要の改正をしようとするものでございます。また、併せて林野火災注意報等の発令に伴う運用について、字句の修正を行うものであります。

総務省消防庁次長通知の内容でございますが、近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外等のテントやバレル(木樽)に放熱設備(サウナストーブ)を設置する事例が全国で増加しております。現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定したものとなっているため、こうした屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備(簡易サウナ設備)に適用される基準を定める必要が生じており、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の規定に関する基準を定める省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準について、国が示す火災予防条例の例の一部を改正するものとしたものでございます。

改正内容につきまして、議案第2号参考資料でご説明いたします。11ページをお願いいたします。渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例(案)の新旧対照表でございます。右側が現行、左側が改正案で、傍線部分が改正箇所となります。初めに、現行の第7条の2の見出し中、「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第1項中、「サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)」を「一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。))をいう。以下同じ。)」に、「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中、「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に第7条の2として、「簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。))又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。))に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない」。

第1号として、「火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと」。

第2号として、「簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない」。

同条第2項として、「前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する」を加えるものでございます。

12ページをお願いいたします。併せまして、総務省消防庁次長同通知により、第29条の7第1項第1号中、「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改めるものでございます。なお、感震ブレーカーにつきましては、大きな地震の揺れを感知すると自動的にブレーカーを遮断し、電気火災を防ぐ装置でございますが、令和6年能登半島地震により輪島市で発生した大規模火災を受け、大規模地震時の電気火災対策として、感震ブレーカーの普及、推進が必要であることから、今回追加されたものでございます。

次に、昨年10月組合議会定例会においてご議決いただきました林野火災注意報等に関する第29条の8及び第29条の9でございますが、当初、消防法第22条に規定する火災に関する警報（火災警報）と同様に、市町村ごとの発令を想定しておりましたが、気象観測地点の運用上の都合により、市町村ごとの発令が困難であることが判明したため、「市町村長」を「管理者」に改め、広域圏内での発令とさせていただきますものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第2号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基金条例を廃止する条例

議長（安力川信之議員） 日程第6、議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基

金条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) ただいまご上程いただきました議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基金条例を廃止する条例につきまして、提案理由及び議案の内容についてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係の議案書13ページをお願いいたします。初めに、提案理由を申し上げます。ふるさと市町村圏基金を廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案の内容をご説明申し上げます。渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基金条例を廃止する条例を次のとおり定めるものであります。ふるさと市町村圏基金の廃止につきましては、構成市町村議会の令和7年12月定例会において、これに係る渋川地区広域市町村圏振興整備組合同規約の変更についてご議決をいただきましたので、令和8年1月9日付で群馬県知事に対し、組合同規約の変更許可を申請いたしました。それに対しまして、1月16日付で許可をされておるものでございます。これによりまして、渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基金条例は廃止するものであります。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基金条例を廃止する条例の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長(安カ川信之議員) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安カ川信之議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第3号の討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安カ川信之議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安カ川信之議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基金条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏計画審議会条例を廃止する条例

議長（安力川信之議員） 日程第7、議案第4号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏計画審議会条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいまご上程いただきました議案第4号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏計画審議会条例を廃止する条例につきまして、提案理由及び議案の内容についてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係の議案書15ページをお願いいたします。初めに、提案理由を申し上げます。渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約の変更に伴い、条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案の内容をご説明申し上げます。渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏計画審議会条例を廃止する条例を次のとおり定めるものであります。先ほどご議決をいただきました議案第3号でご説明いたしましたとおり、渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約の変更について、本年1月16日付で群馬県知事により許可をされました。これにより、ふるさと市町村圏基金の廃止と併せまして、ふるさと市町村圏計画審議会条例は廃止するものであります。

11行目、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

また、上記条例の廃止に伴い、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例中、別表ふるさと市町村圏計画審議会の委員の項を削ろうとするものであります。

17ページをお願いいたします。議案第4号参考資料として、渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏計画審議会条例を廃止する条例（案）新旧対照表をお示しいたしました。右側が現行、左側が改正案で、傍線部分が改正箇所であります。別表（第2条関係）、右側の現行の部分になりますが、傍線部分、区分欄最下行、「ふるさと市町村圏計画審議会の委員」及び報酬の額欄最下行、「日額6,100円」を削るものであります。

以上で議案第4号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏計画審議会条例を廃止する条例の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第4号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏計画審議会条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）

議長（安力川信之議員） 日程第8、議案第5号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

星名管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） ただいまご上程をいただきました議案第5号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、ふるさと市町村圏基金の出資金などを返還するための予算、最終処分場建設事業の中止に伴う予算現額や繰越明許費の設定が主なものであります。

内容につきましては、事務局長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（安力川信之議員） 続いて、議案の説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 議案第5号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）につきまして内容をご説明申し上げます。

補正予算関係議案書の1ページをお願いいたします。令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億8,567万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,594万6,000円としたいと思います。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によりたいと思います。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によりたいと思います。

第3条、地方債の変更及び廃止は、第3表、地方債補正によりたいと思います。

4ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費であります。1行目、3款衛生費1項保健衛生費、

事業名、しらゆり聖苑管理事業は、繰越明許費額 1 億199万2,000円であります。2 行目、5 款消防費 1 項消防費、事業名、消防共同指令センター運営事業は、繰越明許費額 2 億298万1,000円であります。3 行目、5 款消防費 1 項消防費、事業名、消防庁舎建設等事業は、繰越明許費額2,486万3,000円であります。最下行、合計金額は 3 億2,983万6,000円であります。

少し飛びますが、12ページをお願いいたします。議案第 5 号参考資料で、令和 7 年度 2 月補正予算一般会計繰越明許費事業一覧を整理いたしました。1 行目、3 款 1 項しらゆり聖苑管理事業は、分離発注により 2 工事に分かれておりますが、総額で 1 億199万2,000円であります。

2 行目、渋川広域斎場しらゆり聖苑空調設備更新工事（機械設備工事）は7,989万円、3 行目、渋川広域斎場しらゆり聖苑空調設備更新工事（電気設備工事）は2,210万2,000円であります。これは、本年 4 月 1 日に変圧器トップランナー基準が改定されることに伴い、現行の変圧器が駆け込み需要により品薄となっていることで、変圧器の納品に不測の日数を要することから、年度内では適正な工期を確保できないため、繰越明許費をお願いするものであります。変更工期は、いずれの工事も令和 8 年 5 月29日までとするものであります。

4 行目、5 款 1 項消防共同指令センター運営事業は 2 億298万1,000円であります。これは、消防指令業務を共同処理する組織として設置された高崎市・安中市消防組合ほか 5 一部事務組合消防指令事務協議会で発注した高機能消防指令システム更新整備工事に係るものであり、本組合も負担金を負担しているものであります。今回納入予定の消防指令システムの機能に不具合が発生し、再設計する必要が生じたことから、工期延長について報告があったものであります。これにより、システム開発に不測の日数を要することから、工期を延長するため、繰越明許費をお願いするものであります。完了予定は、令和 9 年 3 月18日であります。

5 行目、5 款 1 項消防庁舎建設等事業は2,486万3,000円であります。これは、消防署西分署旧庁舎解体工事において、建設時の図面に記載のない外壁落下防止材が発見され、撤去に不測の日数を要することから、年度内では適正な工期を確保できないため、繰越明許費をお願いするものであります。変更工期は、令和 8 年 5 月29日までとするものであります。

少し戻りますが、5 ページをお願いいたします。第 3 表、地方債補正は、地方債の変更及び廃止であります。初めに、地方債の変更につきましてご説明いたします。起債の目的欄 1 行目、高機能消防指令システム更新整備事業は、限度額を 2 億2,530万円から2,240万円を減額し、2 億290万円とするものであります。これは、入札差金の不用額を減額したため、起債対象費が減額になったことによるものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

続きまして、地方債の廃止につきましてご説明いたします。起債の目的欄 1 行目、最終処分場建設事業は、事業が中止となったため皆減するものであります。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。2 の歳入につきましてご説明いたします。なお、これからの説明は、款項目につきましてはそれぞれ左側のページを、節、説明欄につきましては右側のページをごらんください。3 款国庫支出金 1 項 1 目 1 節の説明欄、循環型社会形成推進交付金は1,833万3,000円の減額であります。これは、最終処分場建設事業の中止が決定したことにより、交付金の対象となっていました最終処分場基本設計に係る交付対象相当額を減額するものであります。

5 款財産収入 1 項 2 目 1 節の説明欄、ふるさと市町村圏基金利子は36万円の増額であります。これは、令和 7 年11月以降の運用益が当初見込みより上昇したことによるものであります。

7 款繰入金 1 項基金繰入金 1 目 1 節の説明欄、財政調整基金繰入金は 9 万4,000円の増額であります。これは、歳入予算の財源として繰入れをするものであります。

2 目 1 節の説明欄、ふるさと市町村圏基金繰入金は10億2,415万7,000円の増額であります。これは、ふるさと市町村圏基金を廃止し、構成市町村に出資金及び運用益並びに群馬県に助成金を返還するものであります。

10款組合債は、第 3 表、地方債補正で申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。次に、3 の歳出につきましてご説明いたします。2 款総務費 1 項総務管理費 2 目財政調整基金費、説明欄、財政調整基金積立は3,691万7,000円の増額であります。これは、最終処分場建設事業の中止に伴う減額補正に係る一般財源の減額分を財政調整基金に積み立てるものであります。

2 項ふるさと市町村圏事業費 1 目活動事業費、説明欄、ふるさと市町村圏基金は10億2,451万7,000円の増額であります。これは、群馬県へ1 億円の助成金を返還し、関係市町村へそれぞれ出資金及び運用益を返還するものであります。市町村への返還金の内訳であります、渋川市へ 7 億1,779万8,857円、吉岡町へ 1 億1,032万2,856円、榛東村へ9,639万5,104円であります。返還予定日は、令和 8 年 3 月31日であります。

3 款衛生費 2 項清掃費 1 目ごみ処理施設費の説明欄、最終処分場建設事業は 1 億5,345万円の減額であります。これは、最終処分場事業の中止に伴い、不用額を減額するもの、また令和 6 年度に受領いたしました循環型社会形成推進交付金を返還するものであります。なお、最終処分場用地取得に係る不動産登記業務委託料及び不動産鑑定評価業務委託料が未執行となりましたが、建設中止に伴い、新たに実施することになった境界杭及び立木等の目印の撤去業務委託へ一部流用し、対応をいたしました。

5 款消防費 1 項 1 目常備消防費の説明欄、消防共同指令センター運営事業は2,230万6,000円の減額であります。これは、高機能消防指令システム更新整備に係る整備工事及び施工監理業務の契約額が確定したため、負担金を減額するものであります。また、高機能消防指令システム更新整備に係る施工監理負担金の増額及び指令事務負担金の増額分を相殺したものであります。

13ページにつきましては、地方債の令和 5 年度末及び令和 6 年度末における現在高並びに令和 7 年度末における現在高の見込みに関する調書であります。説明につきましては省略させていただきます。

以上で議案第 5 号 令和 7 年度渋川地区広域市町村圏振興整備組一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 令和8年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について

議長（安力川信之議員） 日程第9、議案第6号 令和8年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいまご上程いただきました議案第6号 令和8年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合につきまして、提案理由及び議案の内容についてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係の議案書19ページをお願いいたします。令和8年度における関係市町村の負担金分賦割合を別紙のとおり定めるため、渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約第15条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

初めに、提案理由を申し上げます。広域組合が実施する事業の財源として、関係市町村の負担金を算出するための分賦割合を定めようとするものであります。

次に、議案の内容をご説明申し上げます。21ページをお願いいたします。令和8年度関係市町村負担金分賦割合であります。内容は、昨年度と同様の内容であります。負担金分賦割合の（1）、均等割6%、利用者割94%に該当する経費区分は、夜間急患診療所に係る運営費、火葬場、斎場に係る運営費であります。（2）、均等割6%、搬入量割94%に該当する経費区分は、ごみ処理施設に係る運営費、周辺整備費、し尿処理施設に係る運営費であります。（3）、均等割4%、消防費基準財政需要額割96%に該当する経費区分は、消防救急に係る経費であります。（4）、均等割6%、人口割94%に該当する経費区分は、救急医療対策事業に係る経費、職業訓練センターに係る経費、体育施設に係る経費、起債償還に係る経費、その他（1）、（2）及び（3）に該当しない経費であります。基礎数値などにつきましては、23ページをお願いいたします。表の下段、備考欄にありますとおり、令和2年国勢調査確定人口数値、令和7年度消防費基準財政需要額、その他令和6年度の実績値を使用しております。

以上で議案第6号 令和8年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 令和8年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 令和8年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算

議長（安力川信之議員） 日程第10、議案第7号 令和8年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

星名管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） ただいまご上程をいただきました議案第7号 令和8年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算について提案理由を申し上げます。

令和8年度の予算編成に当たっては、本組合の事業実施計画に掲げた施策の考えを踏まえつつ、前例踏襲や既成概念にとらわれず、事業の必要性、有効性及び効率性を観点に取り組みました。また、関係市町村の財政事情が非常に厳しい状況にある中において、経常経費の縮減に努めるとともに、老朽化が進行している施設や設備の補修など、緊急性の高い事業について優先的かつ重点的に予算編成を行いました。

令和8年度予算の概要について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ38億8,991万8,000円で、前年度当初比1億4,176万5,000円の減額となります。

次に、主な事業について申し上げます。救急医療事業では、地域住民の常時診療体制を確保するため、在宅当番医制、歯科在宅当番医制及び病院群輪番制病院事業に対し、渋川地区医師会、渋川北群馬歯科医師会等に補助を行います。また、初期救急医療として、夜間急患診療所の運営を行います。

火葬場、斎場事業では、しらゆり聖苑の管理について、引き続き指定管理者制度により、施設の適正な維持管理及び利用者へのサービス向上に努めてまいります。また、老朽化が進む火葬炉等の補修工事を計画的に実施をしております。

ごみ処理事業及びし尿処理事業では、業務の充実を図るため、老朽化が進む施設設備の計画的な補修工事を実施いたします。また、清掃センターの安定稼働を継続するため、令和8年度から10年度までの3か年で焼却施設の基幹的設備改良工事を実施いたします。

消防、救急事業では、消防力の維持、充実、強化を図るため、消防ポンプ自動車の更新を行います。消防車両及び装備の更新等については計画的に行い、効率的、効果的な事業の執行に努めます。

以上、令和8年度一般会計予算について提案理由を申し上げました。詳細につきましては、この後事務局長及び消防長からご説明を申し上げますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

議長（安力川信之議員） 続いて、議案の説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 議案第7号 令和8年度渋川地区広域市町村圏振興整備組一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和8年度渋川地区広域市町村圏振興整備組予算書及び予算に関する説明書1ページをお願いいたします。令和8年度渋川地区広域市町村圏振興整備組の一般会計の予算は、次に定めるところによりたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億8,991万8,000円と定めたいと思います。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によりたいと思います。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によりたいと思います。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によりたいと思います。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めたいと思います。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間で流用する場合と定めたいと思います。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為であります。事項欄1行目、清掃センター長寿命化事業は、期間、令和9年度から令和10年度、限度額118億725万7,000円を設定するものであります。これにつきましては、令和8年度から3か年計画で清掃センターの基幹的設備改良工事を進めることから、債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、第3表、地方債であります。起債の目的欄1行目、清掃センター長寿命化事業は、老朽化した設

備更新工事に係るもので、限度額は9,330万円であります。地方債は、一般廃棄物処理事業債として、補助事業起債対象事業分は4,360万円で、充当率は90%、交付税は50%であります。また、単独事業起債対象事業費分は4,970万円で、充当率は75%、交付税は30%であります。2行目、消防自動車整備事業は、消防ポンプ自動車の購入に係るもので、限度額は5,190万円であります。地方債は、一般補助施設整備等事業債で、充当率は90%であります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。地方債の総計は、合計の欄1億4,520万円であります。

8ページ、9ページをお願いいたします。2の歳入について、主なものをご説明申し上げます。なお、これからの説明は、款項目につきましてはそれぞれ左側のページを、節、説明欄につきましては右側のページをごらんください。

1款分担金及び負担金1項負担金は、市町村負担金であります。総額32億9,048万3,000円で、前年度に比べ1億5,711万2,000円、5.0%の増であります。主な増額の理由は、職員人件費、公債費の増によるものであります。

2款使用料及び手数料2項手数料は2億6,183万6,000円で、前年度に比べマイナス115万3,000円、0.4%の減であります。主な減額の理由は、一般廃棄物処理手数料123万2,000円の減によるものであります。

2目衛生手数料1節清掃手数料、説明欄1行目、事業系一般廃棄物処理手数料2億3,771万円は、前年度に比べ37万4,000円、0.16%の増であります。説明欄最下行、家庭系一般廃棄物処理手数料2,136万2,000円は、前年度に比べマイナス160万6,000円、7.0%の減であります。

10ページ、11ページをお願いいたします。3款国庫支出金1項国庫補助金1目衛生費国庫補助金2,425万4,000円は、前年度に比べ233万3,000円、10.6%の増であります。1節清掃費補助金、説明欄の循環型社会形成推進交付金は、清掃センター基幹的設備改良工事及び設計監理・施工監理業務委託に係る国からの補助金であります。

2目消防費国庫補助金2,049万4,000円は、前年度に比べ皆増であります。1節消防費補助金、説明欄の緊急消防援助隊設備整備費補助金は、消防ポンプ自動車の購入に係る国からの補助金であります。

5款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入は190万円で、前年度に比べ142万1,000円、296.7%の増であります。主な増額の理由は、1節土地建物貸付収入、説明欄2行目の送電線線下補償料の増であります。

7款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金6,045万6,000円は、前年度に比べマイナス2,459万1,000円、28.9%の減であります。これは、埋立施設維持管理事業及び一般廃棄物処理施設整備推進事業にそれぞれ充当するものであります。

12ページ、13ページをお願いいたします。8款1項1目繰越金は、前年度同額の1,000万円であります。

9款諸収入2項2目雑入7,183万5,000円は、前年度に比べ211万3,000円、3.0%の増であります。主な増額の理由は、残骨灰売払収入、高速自動車道救急業務支弁金の増によるものであります。説明欄2行目の残骨灰売払収入991万1,000円は、渋川広域斎場しらゆり聖苑の火葬業務において生じる残骨灰の売払処分による収入を見込んだものであります。説明欄3行目、有価物売払収入5,101万2,000円は、清掃センターで資源回収するスチール、アルミ、破碎不適物及びペットボトルの売払収入を見込んだものであります。5行目、再商品化委託返戻金695万6,000円は、日本容器包装リサイクル協会などから再商品化委託料の一

部が還元されるものであります。

10款組合債につきましては、4ページの第3表、地方債において説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

14ページ、15ページをお願いいたします。3の歳出についてご説明申し上げます。説明につきましては、説明欄の二重丸で表記してある事業の中で主なものをご説明させていただきます。

1款議会費は128万4,000円で、前年度に比べマイナス3万8,000円、2.9%の減であります。

2款総務費は1億7,538万2,000円で、前年度に比べ68万円、0.4%の増であります。1項総務管理費1目一般管理費は、給料、職員手当、共済費を計上しておりますが、これ以降、各款におきまして同様の職員人件費を計上しておりますので、人件費の総額をここでご説明させていただきます。恐れ入りますが、37ページをご参照ください。職員数は、職員184人、再任用職員8人、パートタイム会計年度任用職員4人、計196人で、前年度に比べ職員は2名増であります。職員人件費は、総額16億3,145万5,000円、前年度に比べ7,074万6,000円、4.5%の増であります。主な増額の理由は、令和7年人事院勧告による給料表の改定及び期末勤勉手当並びに消防職員特殊勤務手当の拡充による増であります。

恐れ入ります。16ページ、17ページにお戻りをお願いいたします。説明欄下から6段目、人事給与システム事業は278万9,000円で、人事及び給与管理に関するソフト等の借り上げ料であります。

説明欄最下段、財務会計システム事業は243万3,000円で、ソフト及び機器一式等を賃貸借し、会計事務の効率化、合理化を図るものであります。

18ページ、19ページをお願いいたします。説明欄2段目、情報機器等整備事業は778万1,000円で、主に事務局、消防本部のネットワークサーバー及びパソコンのリースに係る経費であります。

20ページ、21ページをお願いいたします。ふるさと市町村圏事業費につきましては、令和7年度末で事業を廃止するため、廃項整理をしております。

3款衛生費は16億6,460万2,000円で、前年度に比べマイナス3,510万1,000円、2.1%の減であります。1項1目保健衛生費は3,620万3,000円で、前年度と同額であります。説明欄1段目、在宅当番医制事業は、地域の初期救急医療体制として、休日における内科及び外科の診療に対し、渋川地区医師会に補助するものであります。

2段目、歯科在宅当番医制事業は、休日における歯科診療に対し、渋川北群馬歯科医師会へ補助するものであります。

3段目、病院群輪番制病院事業は、2次救急医療として5病院の輪番制により、毎夜間及び休日の診療に対して運営費を補助するものであります。

22ページ、23ページをお願いいたします。2日夜間急患診療所費は2,927万4,000円で、初期救急医療体制として毎夜間、内科、外科及び小児科の診療を行うための経費で、前年度に比べマイナス13万3,000円、0.45%の減であります。

3目火葬場・斎場費は6,337万9,000円で、しらゆり聖苑に係る経費で、前年度に比べマイナス1億4,713万2,000円、69.9%の減であります。主な減額理由は、工事請負費の減によるものであります。説明欄1段目、しらゆり聖苑管理事業は、広域組合と指定管理者の責任分担に基づき、広域組合が負担する経費であります。5行目、指定管理料は、令和6年度から令和10年度までの5年間のうち、令和8年度分の

指定管理料であります。6行目、工事請負費は、毎年実施している火葬炉等の補修工事を実施するものであります。

2項清掃費は15億3,574万6,000円で、前年度に比べ1億1,216万4,000円、7.9%の増であります。1目ごみ処理施設費は12億8,456万円で、清掃センター及び最終処分場等におけるごみ処理に係る経費で、前年度に比べ1億2,266万1,000円、10.6%の増であります。主な増額の理由は、清掃センター基幹的設備改良工事に係るものであります。

24ページ、25ページをお願いいたします。説明欄1段目、清掃センター管理事業、9行目、委託料は、清掃センター運転管理業務及び施設の保守管理に係るものであります。最下行、工事請負費は、計画的に行っている不燃ごみクレーン・灰クレーン補修工事を行うものであります。

説明欄2段目、焼却施設維持管理事業、3行目、工事請負費は、計画的に行っている焼却設備補修工事及びごみクレーン補修工事を行うものであります。

説明欄3段目、粗大施設維持管理事業、3行目、工事請負費は、粗大処理施設補修工事を行うものであります。令和8年度は、ナンバー1搬送コンベア底板補修、剪断式破碎機油圧管補修、回転式破碎機肉盛り及びハンマー交換等の工事を実施いたします。

説明欄4段目、埋立施設維持管理事業、5行目、工事請負費は、令和7年度から2か年で計画している小野上処分場土砂撤去工事を行うものであります。

説明欄下から3段目、最終処分場維持管理事業、2行目、委託料は、エコ小野上処分場の運転管理業務のほか、施設の保守管理等に係るものであります。

説明欄下から2段目、リサイクルセンター施設維持管理事業、2行目、委託料は、リサイクル品再商品化業務及び施設の保守管理に係る業務委託料であります。また、令和6年度から開始した廃プラスチックごみ資源物ストックヤードから中間処理業者に運搬を委託する業務委託料であります。

説明欄最下段、清掃センター長寿命化事業は、長期稼働に伴う性能の低下や老朽化の対策として、基幹的設備、機器の更新を行い、施設の長寿命化による安定的な稼働を図ります。最下行、手数料は、工事に伴う10日間の休炉期間において、桐生市清掃センター及び高崎市高浜クリーンセンターへ焼却処理を依頼する際の手数料であります。

26ページ、27ページをお願いいたします。説明欄1行目、委託料は、桐生市へ搬入する可燃物ごみの運搬業務委託料及び焼却後に発生する焼却灰を桐生市及び高崎市からエコ小野上処分場まで運ぶ運搬業務委託料であります。2行目、工事監理委託料は、基幹的設備改良工事に係る設計監理・施工監理業務委託であります。3行目、借地料は、基幹的設備改良工事に伴う休炉期間中におけるごみの仮置場を建設するため、旧西群馬病院敷地内にある駐車場を借用する借地料であります。4行目、工事請負費は、3か年計画で実施いたします基幹的設備改良工事の1年目の工事費及び休炉期間中のごみの仮置場の建設工事費であります。

2目ごみ処理施設周辺整備事業の800万円は、清掃センター及びエコ小野上処分場の地元への交付金で、前年度と同額であります。

3目し尿処理施設費は2億3,539万8,000円で、環境クリーンセンターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費で、前年度に比べマイナス562万円、2.3%の減であります。

最下段、環境クリーンセンター管理事業、8行目、委託料は、し尿処理施設運転管理等業務のほか、沈砂等の運搬、処分の業務に係るものであります。なお、汚泥及びし渣については、現在脱水して清掃センターで焼却処理をしておりますが、清掃センター基幹的設備改良工事における休炉期間中の対応といたしましては、民間処分場へ業務委託をする予定でございます。最下行、工事請負費は、酸素製造装置、前処理機器補修工事及び2次処理設備等の定期的な補修工事を行うものであります。

28ページ、29ページをお願いいたします。4目一般廃棄物処理施設整備推進事業は778万8,000円で、前年度に比べマイナス487万7,000円、38.5%の減であります。説明欄1段目、一般廃棄物処理施設整備推進事業、2行目、委託料は、廃棄物処理及び清掃に関する法律第6条の規定により、渋川広域圏内の一般廃棄物処理について、計画的な処理を図るために策定している一般廃棄物処理基本計画が第1期中の中間見直し期間に当たるため、計画策定業務委託を実施いたします。

4款労働費1項労働諸費1目職業訓練センター費は、渋川職業訓練協会が渋川地区高等職業訓練校を運営するための補助金と組合が施設維持管理を行うための経費で161万8,000円は、前年度に比べ10万3,000円、6.8%の増であります。

以上で歳出の1款から4款までの説明を終わります。5款消防費につきましては、消防長からご説明をいたします。

議長（安カ川信之議員） 山田消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） それでは、引き続き5款消防費についてご説明申し上げます。

1項消防費16億7,375万8,000円は、消防、救急体制の維持、強化及び災害時等の対応に係る経費で、前年度に比べ1億5,304万9,000円、8.4%の減であります。主な減額の理由は、消防共同指令センター運営事業、高機能消防指令システム更新整備に係る負担金の減によるものであります。

1項消防費1目常備消防費は15億9,153万4,000円で、前年度に比べ1億8,956万9,000円、10.6%の減であります。

30ページ、31ページをお願いいたします。説明欄2段目、職員研修事業は、消防職員の群馬県消防学校、消防大学校入校及び職員の資格取得研修等の経費であります。

3段目、救急救命士養成事業は、救急救命士の新規養成、気管挿管病院実習及び薬剤投与病院実習等に係る経費であります。

4段目、職員健康管理事業は、B型肝炎等の抗体検査、予防接種及び隔日勤務者を対象に特定業務従事者健康診断を行う経費であります。

5段目、消防庁舎管理事業は、庁舎の施設及び備品等を適切に管理するための経費であります。

6段目、車両維持管理事業は、消防車両に係る修繕、定期点検及び車検等の経費であります。

7段目、業務用備品管理事業は、消防用ホース及び化学防護服等の購入に係る経費であります。

32ページ、33ページをお願いいたします。説明欄1段目、職員被服貸与事業は、制服等の貸与及び火災現場等における隊員の安全を確保するため、防火服の更新を行う経費であります。

4段目、救急事業、1行目の消耗品費は、救急隊員が使用する感染防止用品、毛布等に係る経費であります。3行目の医薬材料費は、傷病者に使用する各資材、酸素ガス及び酸素マスク等に係る経費でありま

す。5行目の委託料は、応急手当指示委託及び特定保守管理医療機器点検委託等に係る経費であります。

6段目、消防共同指令センター運営事業は、高崎市・安中市消防組合ほか5一部事務組合指令事務協議会の運営負担金であります。

2目消防施設費は8,222万4,000円で、前年度に比べ3,652万円、79.9%の増であります。説明欄1段目、消防自動車等購入事業は、車両更新計画に基づき、老朽化した災害対応特殊消防ポンプ自動車を更新するものであります。

以上で5款消防費の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（安カ川信之議員） 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 続きまして、6款からご説明申し上げます。

6款教育費1項保健体育費1目体育施設費は、渋川地区広域圏運動場の運営管理に係る経費で32万5,000円は前年度に比べマイナス1万円、3.0%の減であります。

34ページ、35ページをお願いいたします。7款1項公債費は3億6,794万9,000円で、前年度に比べ4,565万円、14.2%の増であります。1目元金は3億5,259万8,000円で、前年度に比べ4,530万円、14.7%の増であります。説明欄、元金償還金は組合債34件分で、増額の主な理由は、消防債の増によるものであります。

2目利子は1,495万5,000円で、前年度に比べ35万円、2.4%の増であります。説明欄、利子償還金は組合債39件分で、増額の主な理由は、衛生債の増によるものであります。

8款1項1目予備費は、前年度と同額の500万円であります。

36ページ以降の給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、別冊の令和8年度予算説明資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算総括表であります。歳入歳出ともに前年度予算との比較表となっておりますので、ご参考にしてください。

2ページをお願いいたします。先ほど予算書及び予算に関する説明書においてご説明させていただきましたが、主要事業一覧として、事業名称、予算額及び事業概要等について表形式となっており、具体的な業務内容について記載しておりますので、ご参考をお願いいたします。

以上で議案第7号 令和8年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（安カ川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

8番、田中猛夫議員。

（8番田中猛夫議員登壇）

8番（田中猛夫議員） では、議案第7号 令和8年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算について質疑を行います。

説明資料の29ページ、常備消防費の職員人件費、職員給料についてお聞きをいたします。この39ページに、級別の標準的な職務内容があります。8級については消防司令長、消防監という規定がありますが、

前ページ、38ページの級別職員数、消防職8級は1名しかいません。私の記憶する限り、以前、この部分については最高級2名いたような気がするのですけれども、現在1名になっている経緯についてお聞きをします。

議長（安カ川信之議員） 山田消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） 田中議員からの質疑に対してご回答申し上げます。

9級の職員が1名になっている経緯でございますけれども、こちらにつきましては、平成17年、19年度までは、署長と消防長が部長職、9級でございました。その後、平成31年度に副消防長、その後は部長1人ということで来たところでございますけれども、平成31年度に副消防長、参事級というものを設けまして、こちらは7級となっております。それで、令和4年度に、署長について副消防長ということで、副部長級という制度を設けた経緯がございます。消防長、部長職を1人にした経緯というのははっきりしないのですけれども、この年度で1人ということになっております。

議長（安カ川信之議員） 8番。

8番（田中猛夫議員） 8級の等級別基準職務表に規定する基準となる職務という規定があります。その中で、消防職については、8級は消防長の職務、それと相当の知識または経験を有する副消防長及び参事の職務という規定があるのですよね。これ規定がありますよね。現在、広域消防は経験とその業務量によって規定をされるのだと思いますけれども、消防は消防本部と消防署が分かれていますよね。ならば、この規定を準用して、当然に2人、8級にしても私はいいのではないかと、それが消防職員の、消防長は特別職ではないですからね、これ。ですから、しっかりと規定する基準となる職務というのを引用して、当然2名にするべきだと私は思っています。

それで、これをしないと、今現在164人、消防職員いますよね。その中で、8級の職員は1名ですよ。消防職員のこれ士気に係る問題ではないですか。ましてや、これは生活給ですので、当然に頑張った人がしっかりとそれに処遇する業務をやっているのであれば8級に規定すべきではないでしょうか。この辺について管理者の見解をお聞きします。

議長（安カ川信之議員） 星名管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） 田中議員には質問ありがとうございました。大変今の質問をしっかりと受け止めたいなというふうに思っております。

ただ、いろいろと今までの経過もあるようですので、そこをしっかりと踏まえながら、方向性を出していきたいというふうに思っております。ご指摘はしっかりと受け止めました。ありがとうございます。

議長（安カ川信之議員） 8番。

8番（田中猛夫議員） 恐らくこれは消防職のこのときに消防監ですか、消防監のやつが前2人いたのだと思うのです。だけれども、組織の改正があって、渋川市の消防は消防長が1人になった。そのときに、この規定を無視して、消防監1人だから8級を1人にしたのだと思うのです。それしか原因が考えられない、私の考えるところによると。ですから、私はこのように消防監が1人であるのであれば、上げて、要する

に副消防長については管理職手当で差別をする、差をつけるということが適正な、私は消防の職務体系だと思っています。現にそのような管理職で、要するに消防監が1人で、あとは消防司令長が1人、それを副消防長を8級にしている市町村が多くあります。それで、ここは管理職手当で差をつけているのです。ですから、職員の士気を高めるため、しっかりとそのような体制を整えてやるほうが私は消防職員が一層の研さんに努めるのではないかと私は考えておりますので、ぜひこの分については、これによると、令和8年の1月1日現在の職員の8級は1名ですけれども、ぜひ決算のときには、令和9年4月1日には2名になるように、市長にぜひ検討していただくよう要望いたしまして、質疑を終わります。

議長（安力川信之議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 令和8年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第11 一般質問

議長（安力川信之議員） 日程第11、一般質問を行います。

申合せにより質問の時間は答弁を含め、1時間以内といたします。質問の形式は、1回目は一括質問方式で、2回目以降は一問一答方式とし、回数の制限はいたしません。質問の方法は、1回目は登壇してお願いいたします。2回目以降は自席でお願いをいたします。答弁は、登壇して行うことといたします。

通告の順序により発言を許します。

1 最終処分場建設及び維持管理費と民間委託とで比較した場合について。

9番、廣嶋隆議員、ご登壇願います。

（9番廣嶋 隆議員登壇）

9番（廣嶋 隆議員） 議長への通告に基づき、一般質問をいたします。

1、最終処分場建設及び維持管理費と民間委託とで比較した場合について。令和7年10月22日、議員全員協議会で、次期最終処分場の計画埋立期間15年間に係る委託費と最終処分場建設及び維持管理費とで比較したところ、民間委託したほうが一般財源で29億円以上有利となるとの説明がありました。そこで、29億

円を検証するための質問を行います。

(1)、令和7年3月に策定された基本計画によりますと、概算工事費は43億7,233万2,000円です。一方、令和7年10月22日、全員協議会の資料6では、建設費が49億9,754万4,000円となっています。この差額6億2,521万2,000円について伺います。

以後、細部につきましては、自席に戻り、質問をいたします。

議長（安力川信之議員） 島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長（島田志野） ただいま議員より最終処分場施設整備基本計画では、最終処分場の概算工事費42億6,569万円と施工監理費1億664万2,000円を合わせまして43億7,233万2,000円となっているところ、議員全員協議会でお示ししました資料では建設費の小計額が49億9,754万4,000円となっており、差額が出ているというようなご指摘でございました。こちらにつきましてお答えをいたします。

基本計画の策定時におきましては、循環型社会形成推進交付金の対象事業費や交付金の額、そのほか起債及び一般財源等の財源の枠組みを定める段階であったため、本体工事に主眼を置いて作成をいたしました。しかし、今後は民間最終処分場活用へ方針転換をすることを示す段階におきまして、前回の全員協議会におきまして、議員の皆様には次期最終処分場整備に向けて、これまで要した費用や今後継続した場合に総事業費が幾ら必要なのか、こういう実情を包み隠さずお示しすべきだということで、用地費ですとか附帯工事費、各種委託料等を含めた全体の経費を整理し直してお示した次第でございます。基本計画との不整合はなく、より現実に即した詳細な内訳をお示した結果であるということでご理解をいただければと思います。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） これ比較しますと、基本計画以外に新たに説明を受けたときは、用地費、それから測量業務委託等、搬入道路整備費等が新たに含まれているわけです。

これを引きますと、45億1,137万9,000円という数字になるわけですよ、本体工事分。この本体工事だけで比較しても約1億4,000万の差額があるのです。この本体工事について1億4,000万の差額について伺いたいと思います。

(3番板倉正和議員午前11時40分退席)

議長（安力川信之議員） 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長（島田志野） 本体工事費の差額ということでありまして、本体工事費につきましては、建設開始の時期が1年遅れた場合等も想定をしておりました。

そして、その中で試算をしたものでありますので、基本計画に記載している額に物価上昇分等も見込んだ額となっておりますため、差額が出ているものでございます。

(3番板倉正和議員午前11時42分出席)

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） それでは、物価上昇分というお話いただきました。一等上に建設費の中の用地費1億292万5,000円、この金額の詳細について説明をいただけますか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 用地費の詳細ということでございます。こちらにつきましては、用地の購入費9,953万5,000円のほかに不動産鑑定費の49万5,000円、また不動産登記等に要する経費として289万5,000円を計上しております。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） 今説明がありました用地費については、これは令和7年度の予算の中にたしか入っているわけですよね。それに対して登記料等が増額されたということでしょうか。

続いて、2番目の測量、設計業務委託等で2億2,833万4,000円とあります。この詳細についてお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 測量、設計業務委託ということでございます。こちらにつきましては、最終処分場の本体及び町道部分の測量、また地質調査費として9,702万円、基本計画の策定業務委託費として631万4,000円、基本設計として5,500万円、実施設計5,000万円、生活環境影響調査として2,000万円を計上したものでございます。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） 次に、搬入路等整備費で1億5,490万6,000円があります。この詳細についてお願いします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 搬入路等の整備費ということでございます。こちらにつきましては、吉岡町道の1149号線の道路改良工事費として1億5,000万円、また監督員の補助としての発注者支援業務費として490万6,000円を計上しております。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） 次に、小計として49億9,754万4,000円があり、その下段に内訳として国庫補助金が9億3,100万、地方債が32億6,100万、交付税措置が13億8,600万、一般財源として26億7,800万等の記載があります。これ計算すると49億9,700万円を超えるのです。内訳の合計を足すと82億5,900万になってしまう。ここの説明をお願いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 建設費の小計の内訳ということでございますが、資料6の建設費小計ということで、国庫補助金の9億3,190万7,000円、交付税措置の13億8,682万8,000円、一般財源26億7,880万9,000円の合計が建設費の小計の49億9,754万4,000円と一致しております。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） これ何で内訳の中に32億6,180万円、地方債が入っているのですか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 地方債のことをございます。こちらにつきましては、ちょっと前段からお話ししますと、一般財源26億7,880万9,000円、こちらを算出をいたします中に建設費小計49億9,754万4,000円の財源ということで国庫補助金が9億3,190万7,000円、地方債が32億6,180万円、表に記載はございませんけれども、残り8億383万7,000円を建設時における一般財源ということで考えておりました。その中で、その後の地方債の償還を考慮しますと、償還金の財源というのは一般財源でありますので、交付税措置がなければ国庫補助金を除いた40億6,563万7,000円、こちらを最終的には一般財源で負担しなければなりません、そうした中で最終処分場建設には交付税等も措置される地方債が使用できますので、この地方債の償還時に13億8,682万8,000円が国から交付税として支給されることも含めて、実質の一般財源等々ということで地方債を組まさせていただいております。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） ちょっと説明がよく分かりません。例えば基本設計と比較しますと、一般財源では基本計画のほうは6億2,100万円なのです。ところが、ここで一般財源が20億もこれ増えているのです。これ何で20億増えるのですか。だから、地方債の32億、本来普通の書き方をすれば、上の項目に一般財源が幾ら、そして起債が幾ら、合わせて49億9,700万にならなければおかしいわけですよね。この書き方だと32億6,100万円の地方債があって、なおかつ一般財源が26億7,800万とあって、前回の基本計画に比べて、何で一般財源が20億も増えているのですか。これは明らかにおかしいのではないのですか。その説明を求めます。

休 憩

午前11時52分

議長（安力川信之議員） 休憩いたします。

再 開

午後1時

議長（安力川信之議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番、廣嶋隆議員の一般質問に対する答弁を行います。

事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 先ほどの廣嶋議員のご質問について改めてお答えさせていただきます。

基本計画を策定した時点では、最終処分場を建設するという事を主眼に置きまして一般財源の額を記

載しておったという関係があります。地方債の償還分は、この際、一般財源に含めておりませんでした。しかしながら、最終処分場建設を中止するに当たり、議員の皆様にもし建設を継続した場合にかかった経費を、より実情に合った金額という形でお示ししようということで進めたため、地方債を償還することも含めた一般財源の額を記載したものでございます。その際、地方債の償還は一般財源で負担することになりますが、そのうち一部が交付税として措置されますので、一般財源から交付税分を差し引いたものが議員ご指摘の差額、要するに増えた分ということでございます。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） そうしますと、先ほどの説明では建設費の49億9,700万円の内訳は国庫補助金の9億3,100万、そして交付税措置が13億8,600万、一般財源の26億7,800万のこの3つを足したのが建設費の49億9,700万だと。おかしいのではないのですか。一般財源と交付税措置と国庫補助金で、これ起債は起こさないのですか。起債の金額はゼロなのですか。だって、この3つ足したら49億9,700万の合計ってさっき説明しましたよね。起債なしでこの工事を行うのですか。説明をお願いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 起債についてですが、これだけの大型の工事ですので、当然起債は起こします。先ほどお話をしましたのは起債の償還のお話をさせていただいております。その分が一般財源でということですので、起債は当然起こす形になります。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） そうすると、この書き方では説明が全然ついていないのです。起債を起こすのだったら、起債分がこの内訳の中のものにこなければおかしいでしょう。なおかつ運営費の中で利子償還金の4億2,700万が計上されているわけです。これは別に後でまた説明を伺いますけれども、今の時点では起債は行いますと言っておきながら、起債を幾ら起こすのかというのが説明、これ金額のついていないではないですか。起債を起こすのだったら起債分が幾ら、当然、一般財源が26億なんて考えられないのです。その説明を求めます。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいま議員がおっしゃってありました起債の件でございます。資料6におきまして、建設費の内訳の中に地方債ということで金額の記載がございます。32億6,180万円でございます。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） 地方債が32億6,100万起こすのだったら、この4つの合計を足したのが小計にならなければおかしいということを初めに言いましたよね。そうしたら、いや、そうではないと。国庫補助金と交付税措置と一般財源を足したやつが49億9,700万だと。今のお話だと、地方債は32億6,100万起こすのだと。そうしたら、約50億から32億を引けば18億が残金になって、それが補助金と一般財源で割り振らなければおかしくなりませんか。ちゃんとした説明を願います。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 議員ご指摘のこととございますが、確かにちょっとこの表が分かりづらい表になってしまっていたというところは大変申し訳なかったなと思っております。こちらにつきましては、先ほどご説明も申し上げたとおり、国庫補助金、地方債、また一般財源ということで、併せまして交付税措置もあるのですけれども、そちらのほうの計算で見ていただくような形になっておるところでございます。ちょっと分かりづらくて申し訳ございません。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） 分かりませんよ、これ。何で地方債が32億あって、これ今年の3月に出た基本計画では、地方債、起債として3億6,800万円なのですよ、起債は。なおかつ一般財源では6億2,100万なのです。それなのに、ここへ来て一般財源が20億も増えているのです。これ質問項目に入っているのですけれども、何で20億も増えて、なおかつ地方債が32億ですって説明を受けても合計が全然合わないではないですか。これ書くのだったら地方債が幾らで、一般財源が幾らで、おのおの足して49億9,700万ですと、それがまともな書き方ではないのですか。これではちょっと納得できないです、今の説明では。はっきりちゃんと説明してください。ここ大事なのですよ。

何で私がこういうことを言っているかということ、本当に民間委託したらば29億が浮くのかどうかをちゃんと説明してほしいから質問しているのです。ここが一番大事なところなのですよ。よろしく願いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 資料6にお示ししました表の中の建設費の内訳のところ、こちらに本来であればもう少し細かい記載をするべきだったというふうに考えております。例えばこちらですと、国庫補助金は記載のとおりになりますし、地方債も記載のとおりになりますが、交付税措置も記載のとおりの中で交付税措置を除いた組合の負担金、こちらを記載するべきでした。こちらの記載が落ちていたということで非常に分かりづらいことになってしまったのかなというふうに反省をしております。

先ほど来から申し上げておりますとおりでございますが、こちらの建設費につきましては、国庫補助金9億3,190万7,000円、交付税措置13億8,682万8,000円、また一般財源というところが計算上が分かりづらかったというところで大変申し訳ないのですけれども、地方債、起債を起したのから償還をするのに、償還金のこと等も含めると26億7,880万9,000円ということとございましたので、足し上げると建設費の小計が49億9,750万4,000円という形になります。そちらについて、表のほうにももう少し追記をしっかりとすべきだったということで申し訳ございませんでした。そちらについては、今後反省をしながら生かしていきたいと思っております。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） ちょっとこれでは納得できないです。これこの部分をちゃんと分かりやすく計算した内訳表を出していただいて説明いただかないと、話だけで説明を受けても何のことだか分からない。では、一般財源の26億7,800万の中に償還金が今組まれているというのを話ししましたよね。では、その償還金は幾らなのか、そういうことを知りたいのです。これでは、あたかも3月に出た基本計画が一般財源で6億2,000万なのに対して20億増えたというのは償還金分が入っていますというような説明だったわ

けですよね。だから、そこら辺も大体地方債32億6,100万円がここに数字のっていること自体がおかしいのです。だって、当初これ省いた3つが合計の約50億という説明したわけですから、何のためにこれのせたのだから、その辺もちゃんと分かりやすい説明していただかないと、これちょっと理解できません。これに関しては、分かりやすい説明を出していただきたいと思います。まだ質問がありますので、最後にまたお話しいたします。

次、質問行きます。(5)番、資料6の運営費維持管理費15年分で19億4,000万2,000円という金額がのっています。これ15年間の維持費ですよね。この算出根拠について伺います。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長（島田志野） 運営費維持管理費の内訳ということでお答えをいたします。

運営費維持管理費は、令和13年から令和27年までの15年間に係る最終処分場の維持管理費といたしまして、薬剤や副生塩、塩ができてしまうわけですが、こうしたものをしまうためのフレコンバッグ等、こうした消耗品費、また施設の運営に係る委託料、電気料や燃料費などを計上したものでございます。1年ごとに金額に違いがございますので、1年当たり概算金額でご説明申し上げますと、消耗品費が約840万円、施設の運営に係る委託料が約1億1,000万円、電気料や燃料費が約1,820万円になるということで見込み、年間約1億3,660万円がかかるということで考えております。

ただ、これにつきましては、1年ごとに金額に差が出てくるということをご承知おきをいただければと思います。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） 年間維持費、これ15年で割りますと、1年間で約1億3,300万になるのですよ、1億3,300万。現在の小野上の維持管理費を考えますと、2,000万以上これ金額高くなりませんか。何でこんな2,000万の差が出るのですか。だって、維持管理するのは今の小野上分相当で考えればよろしいわけでしょう。新規に増える予算なんかありませんよね。なぜこんな2,000万以上の差がつくのか説明を求めます。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長（島田志野） こちらで運営費の維持管理費として考えておる中で、特に電気料ですとかそういった部分で物価の高騰等も含めて考えておったところでございます。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） 物価高騰を考えておるのは何%の高騰分を見ているのだからお答えください。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長（島田志野） 先ほど私のほうで電気料等々を申し上げてしまいました。そちらについては誤りでございました。大変申し訳ありません。こちらにつきましては、現在清掃センターの管理事業等が含まれておりまして、そのエコ小野上に係る電気料と燃料費、こちらのほうが加わっているということでございました。申し訳ありません。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） 何%分を見たのかお答えください。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） すみません、パーセンテージというのはこちらのほうで申し訳ありませんが、考えておりません。エコ小野上処分場に係る清掃センターの部分のをせているということで、そちらについて特にパーセンテージ、何%で高騰ということではないということでございます。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） ちょっと答えになっていないのです。だって、当初は値上げ分で見越してこの金額にしたと。だったら、何%上げたのかという、そういう質問なのですよね。それで、パーセンテージを答えられないというのはおかしいでしょう。

そもそも小野上の今の1年間の経費、例えば令和6年度の維持管理費は1億700万なのです。令和7年度の予算は1億800万なのです。令和8年度、今日出てきた数字は1億40万なのです。これかなり何百万か下がっているのです。本編で質問したかったのだけれども、この機会があるのでそれはしなかったのですけれども、なのに15年間を年割にすれば1億3,300万かかるのです。何でこんなに上がるのですか。具体的にこれがこういうことだから上がるってちょっと考えにくいですよ。だって、これ11年度からの開始ですよ。3年後ですよ、建設すれば。だから、3年後に何でこんな年に関して2,500万も上がるのか。ちょっとこれ成り立たないですよ、一般で考えれば。そこの説明を具体的にいただけますか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 電気料の関係ですが、先ほどもちょっとご訂正申し上げましたが、私のほうの言い間違いということございましたので、申し訳ございません。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） 私が説明求めているのは、何で年間の金額に2,500万の差が出るのか、その説明を求めているのです。電気料ではないのです。ちゃんと説明してください。ちょっと時計止めてもらえませんか。

休 憩

午後1時21分

議長（安力川信之議員） 休憩します。

再 開

午後1時24分

議長（安力川信之議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

西島事業課長。

（事業課長西島 学登壇）

事業課長（西島 学） 維持管理費、15年間分、19億9,400万2,000円の内訳であります。最終処分場維持管理事業、令和13年から令和27年度の総事業費から塩処分費を除き、そこに清掃センター管理事業のR7年度の当初予算、エコ小野上に係る電気料と燃料費、灯油の15年分を加算したものとなっております。ちょっとこれ分かりづらいのですが、そのような内訳となっております。以上です。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） 電気料等が増えたのだよと、だからそれを何%見て増やしたのだと、そこが知りたいのです。だって、今のお話のように、令和7年度分のものに対してもろもろが上がりますと。上がるのだったら何か乗率かけて計算して、この金額を生んでいるわけでしょう。なら、それをどのように何%上げたのだと、それをさっきから聞いているのです。

議長（安力川信之議員） 事業課長。

（事業課長西島 学登壇）

事業課長（西島 学） 先ほどの電気料のことですが、ちょっと事業が違うところに入っておりまして、その電気代につきまして。清掃センター管理事業という違う項目のところには電気は含まれているところ、ちょっと区別が違うところですので、先ほどの中には含まれていないというところがあります。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） 話がだんだんおかしくなってきましたか。だって、初めは電気代何だといって、それが増えるのだ、増えるのだという話をしておきながら、今度は電気代は別のところに含まれていると。では、何が値上げの要因で、どうなっているのですか。ちょっと説明分かりにくいですよ。もうちょっと分かりやすく説明いただきたいと思います。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 私が最初に申し上げた電気料高騰というのが誤りだったということ为先ほど2度ほど訂正させていただいているのですが、そちらは一旦誤りだったということで申し訳ありません。

先ほど事業課長のほうで説明したとおり、別事業の中にその燃料費等が入っているというのが正解というか、合った答弁でございますので、申し訳ございません、そのところの電気料の高騰ではないということでご承知おきをいただければと思います。大変申し訳ありません。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） 電気料は分かりました。だから、電気料を除いて、何で2,500万も年に値上がりしているのですかと、その根拠を示してくださいって聞いているのです、さっきから。もう電気代のことは分かりましたから、年間2,500万、令和7年度に比べて増えているわけです。その要因要素を説明願います。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) すみません、答弁が舌足らずで申し訳ありません。先ほどお話しした別事業に入っている清掃のほうに今いっています処分場の電気、燃料の関係ですけれども、それを今回。

(「電気料のことを聞いていません。外してください」と呼ぶ者あり)

はい。今回その金額をそっくりこちらの運営費維持管理費のほうに見て入れてあるということでありますので、別になっていたものをここに入れているという形でご承知おきをいただければ、ちょうど2,000万ぐらいの金額になります。

議長(安力川信之議員) 9番。

9番(廣嶋 隆議員) 何で別にしたものを今回こっちに入れて、その金額が約2,000万になるというわけでしょう。2,000万になるのですか、本当に電気代とかその他で。だって、初めに説明したのは、令和7年度予算を基に計算して積み上げたら年間19億9,400万ですよと説明したわけですよ。7年度の小野上の当初予算は1億870万なのです。これと差額を引くと、年間2,550万増えるのです。何で増えたのかって、ここをさっきから聞いているのです。その分について答えてください。これ単純に、令和6年度の決算1億738万円に対して、今回15年分のを年額にすると、これ1.24倍になっているのです。24%上がっているのです。こんなに上がるわけないです、普通考えたって、2,500万円の根拠を説明してください。ここの説明がつかないと、これ一般財源で計上しているのですよね。ここの金額が減れば、年間29億浮くという根拠が崩れるのです。だから、説明を求めているのです。

それから、先ほど言った建設費の一般財源が26億あるというわけです。これだって基本設計ですか、計画ですか、これ6億なのですよ。ここで20億も増えているのです。こんな差引いていたら本当に29億が浮くのかということ立証したいのです。だから、今回、今質問している増額になった2,500万の内訳を詳しく説明してくださいって求めているのです。時計止めてもらえますか。

議長(安力川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) いろいろ分かりにくくて大変申し訳ありません。8年度の予算等々を見ていただくとご理解いただけるかと思うのですが、最終処分場のところには電気料というのは入っておらない状況になっております。予算書を見ていただくと入っていないので、それが今清掃センターのほうの事業にその電気料もついておる形なのですけれども、それについてご確認いただければと思います。

(「そのやつを言わなきゃ駄目だよ、額。1億1,900万なんだろう。その額を言わなくちゃ分からない」と呼ぶ者あり)

すみません、額について少しお待ちください。

休 憩

午後1時35分

議長(安力川信之議員) 休憩します。

再 開

午後1時36分

議長（安力川信之議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

事業課長。

（事業課長西島 学登壇）

事業課長（西島 学） 先ほどの維持管理費19億9,400万2,000円の内訳であります。まず、最終処分場維持管理事業、令和13年度から令和27年度の総事業費18億471万7,000円であります、総事業費が。そこから塩の処分費8,250万円、この内訳は505万円の15年分となっております。それに清掃センターの管理事業のエコ小野上に係る電気料と燃料費、灯油でなりますが、そこが1,811万9,000円の15年分、それを計算しますと、当初の維持管理費15年間分となります。以上でございます。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） 今、小野上の1年間の電気料って幾らかかっているのですか。電気料とガスですか、光熱幾らかかっているのですか。

議長（安力川信之議員） 荒井清掃センター所長。

（清掃センター所長荒井一浩登壇）

清掃センター所長（荒井一浩） 令和6年度の清掃センター1億。

（「清掃センターじゃなくて小野上です」と呼ぶ者あり）

ごめんなさい。エコ小野上処分場、6年度決算が883万7,153円でございます。エコ小野上の灯油ですが、令和6年度、501万9,190円でございます。以上でございます。

議長（安力川信之議員） 9番。

9番（廣嶋 隆議員） 今の説明は、令和6年度の決算が灯油と合わせると1,380万ですね、合計。1,380万に対して、この計算上の額が1,811万9,000円見ているのです。何でこんなに多く見ているのですか。なおかつ電気代と灯油を含めて内訳が1,811万9,000円だという話なのですが、それでも年額2,500万の差があって、まだ700万の差があるわけです。ここの説明が欲しいのです。これ年間ですから、15年間かければ随分な金額になりますよね。これ29億減額にならないのです。差額は約700万、何を見ているのですか。時計止めていただけますか。時計戻してほしいですね、本当。

休 憩

午後1時41分

議長（安力川信之議員） 休憩いたします。

再 開

午後1時44分

議長（安力川信之議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 度々申し訳ありませんでした。先ほど清掃センター所長のほうから6年度の実績ということでご説明をさせていただきました。ただ、こちらの計算で使っておりましたのが予算を使っただけの計算だったというところで、そちらについては差が生じておるということでございます。

（何事か呼ぶ者あり）

確認いたします。

（何事か呼ぶ者あり）

休 憩

午後1時45分

議長（安力川信之議員） 休憩します。

再 開

午後1時49分

議長（安力川信之議員） 会議を再開いたします。

廣嶋議員、お願いします。

9番。

9番（廣嶋 隆議員） 改めてこれ資料を作り直して、備考欄に細かく説明できる範囲で書いていただいて、それでなおかつ29億円が浮くのですよということを後ほど説明をいただきたいということを要望いたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。

議長（安力川信之議員） 以上で9番、廣嶋隆議員の一般質問を終了いたします。

通告により、1 しらゆり聖苑。2 広域消防。3 処分場。4 スラグ問題。

1番、埴田裕之議員、登壇願います。

（1番埴田裕之議員登壇）

1番（埴田裕之議員） 通告にのっとり一般質問を行います。

1点目、しらゆり聖苑についてお伺いします。遺体安置設備を増やすと市長は前回議会でご答弁していただきましたけれども、現在の進捗と今後の予定をお伺いいたします。

2点目、広域消防北分署についてお伺いします。前回の10月議会からどのような議論がされ、現在どのような状況なのかお伺いいたします。

3点目、新処分場についてお伺いします。改めて契約はどのような内容となるのかお伺いいたします。

4点目、スラグ問題についてお伺いします。エコ小野上処分場工事で構造物がどんな材料できているのか、後世に情報を残したいと思い、質問を行います。

そこで、最終的には山砂と碎石40-0のどちらの材料を使用したのかをお伺いしますが、お話しさせていただきます。令和7年2月議会議事録には次のような記述があります。「平成25年の1月から8月までは仮設工事や造成工事、また地盤改良工事、それから被覆設備工事を行ってまいりました。サンドマット工につきましては」、こちらは山砂です。「地盤改良工事で山砂を所定の数量使用しているということで、佐藤建設工業から納品された切り込み碎石」、これは40-0のことです。「については、納品の数量としては6,060立方メートル納品されております。この碎石は、以前からお話ししているように、補強土壁の下部に約553立米、残りの5,500立米につきましては、主に仮設工で使用したということで、場内の仮設道路の整備、また作業場の確保、地盤改良工事、こうしたものの補足として使わせていただいたということで、繰り返しの答弁になりますが、そういったことをご承知おきをいただければと思っております。以上です」と島田局長はお話しされました。この答弁のポイントは、サンドマット工、つまり山砂は地盤改良工事で使用した、碎石40-0も仮設工事中の地盤改良工事で使用したと答弁しているところです。地盤改良工事という名目で、山砂の約5,000立方メートルと碎石40-0の約5,500立方メートルの両方の材料が使われたと説明されております。

ちなみに、地盤改良工事自体はくい打ちのことですので、山砂や碎石は使わず、一般的にセメントを使っているとのこと。そうしますと、地盤改良工事の前工程で碎石や山砂が使われたということになります。改めてお伺いします。こちらには山砂と碎石40-0のどちらの材料を使用したのでしょうか、お伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） まず初めに、しらゆり聖苑についてお答えいたします。

現在、霊安室にはご遺体1体用の保管冷蔵庫が2基設置されており、一度の受入れ対応数は2体までということでございます。このうち1基をご遺体2体用の保管冷蔵庫にまず変更して、最大の受入れ対応数を3体とする方向で検討を進めております。更新の時期につきましては、今のところは令和10年度に更新するというを予定しており、計画を組んでおります。

なお、今後の火葬件数の増加も考慮しまして、最終的にはもう一基のご遺体冷蔵庫についても2体用のものに更新して、最大の受入れ対応数を4体としたいということで考えております。

続きまして、最終処分場の関係でございます。民間の処分場とどのような契約をというようなことであったかと思いますが、これにつきましては沼田市で計画されている民間最終処分場に関しまして、長期的な受入れ枠の確保に向けて、現在業者と協議をしているところでありますので、その進捗についてご説明

をさせていただきます。本件につきましては、当該処分場の供用期間中、組合から排出される焼却残渣、こういったものを優先的に受け入れる旨を盛り込んだ覚書の締結に向けて、現在業者と協議を重ねております。業者からは、受入れ枠の保証として、覚書にあらかじめ15年間分の受入れ枠を確保することを盛り込み、その上で実際の業務委託料については社会情勢に応じた適正な価格設定を可能にするために、単年度の契約、または3年から5年の継続契約を別途締結する形であれば対応が可能であるということを確認を得ております。組合といたしましても長期間における埋立処分の枠を確保することは最重要課題であると認識しておりますので、今後適切な時期に覚書を締結できるよう、引き続き取り組んでまいります。

最後に、エコ小野上処分場のスラグのことでございます。こちらで議員のほうでお話しされているのは、今までも小池議員等のご質問にお答えしている中で、平成25年の1月から8月でしょうか、これぐらいの期間のものについてお答えをしておりますので、そちらでよろしければ。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

その期間でお答えをいたします。この期間の工事工程ですが、主に仮設工事、造成工事、地盤改良工事、補強土壁工事、被覆設備工事、こういったものを施工しております。この期間中に使用された資材については、先ほどもお話にあったように、主に碎石や山砂になっております。これらの工事のうち、碎石につきましては設計図書に記載、明示されている工事は補強土壁工事及び被覆設備工事になります。そのほかとして、設計図書に明示しているもの以外にも工事現場が関東ローム層の粘土質の土が大半を占めておりますので、かなりぬかるんでおることから、ぬかるみ対策等のために碎石を使用していたということは確認をしています。

また、山砂についてであります。設計図書では再生砂と明示されていましたが、工事現場近辺で必要量の再生砂を手配、確保することが難しいということで、調達しやすい山砂に変更したということでございました。山砂は、地盤改良工事に向けた仮設工事で使用してありまして、地盤改良工事ではまず地盤改良工事で使用する重機、建設機材の荷重等に耐えられるよう、軟弱な地盤の上に砂を入れまして、施工地盤を締め固める工法、いわゆるサンドマット工法を施工いたしましたので、そこで使用させていただいたということでございます。

議長（安力川信之議員） 山田消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） 消防署北分署庁舎建設の進捗状況についてご質問をいただきました。組合議会10月定例会におきまして、消防署所適正配置及び庁舎建設等検討委員会で最終的に案を2案に絞り、資料を作成し、再検討することとされたため、消防側でデータの整理及び新たな資料を作成した上で、第2回検討委員会を開催したい旨の説明をさせていただいたところでございます。

12月上旬に資料が整いまして、市町村の関係課長等へ個別に説明をさせていただいたところでございますけれども、検討委員会開催日程について、関係課長等の折り合いがつかず、第2回庁舎建設等検討委員会につきましては、未開催となっております。庁舎の老朽化等の状況を踏まえ、早急に事業を進める必要を認識しておりますので、早期に進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） まず、しらゆり聖苑につきましてですけれども、令和9年度に予算計上を行って、

令和9年度にやるわけではなく、令和10年度にやるという認識でよろしいか、改めてお伺いするとともに、ちょっと耳に挟んだ情報なのですけれども、火葬の申込みを広域圏内の者が行えば、広域圏外のご遺体を火葬しても費用はかからないというようなルールになっているというふうに向っておるのですけれども、こちら税金を納めていない人間を焼却するのも無料でやるというのはちょっとおかしな感じがするのですけれども、その辺について規約等の変更を考えているのかどうかお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） まず初めに、先ほどご答弁申し上げたとおりでございますが、今のところは、令和10年度の更新ということで予定をしておるということでご承知おきをいただければと思います。

また、現在こちらの広域圏の関係ですけれども、広域圏外からのご遺体の火葬料金の体系については、現在申請者が広域の住民であるか、また広域圏以外の住民であるかによって異なる形を取っております。まず、申請者が広域の住民である場合については火葬料金は無料となります。次に、申請者が広域圏外の住民である場合については、斎場条例に定める料金表に基づいて料金が発生するという形に現在なっております。

こうした中で、議員がご指摘されているのが、故人が広域圏外でも広域の住民が申請すれば無料になるのはおかしいというお話かと思えます。これにつきましては、議員がご指摘されていますように、現行の斎場条例においては申請者が広域の住民であれば一律に無料にするという規定、これは住民サービスの在り方として、やはり課題はあるのかなというふうに事務方のほうでも考えてはおります。その中で、全国的にどういう形で進んでいるのかなというのをちょっと見てみましたところ、火葬に係る料金の体系というのは大きく分けて2パターンあるようです。1つが、故人が管内の住民である場合のみ管内の料金が適用されて、無料ですとか低価格になるパターン、それと故人及び申請者、また喪主が管内の住民であれば管内料金が適用されて、無料ですとか低価格になるという、こうしたパターンが大体大きく2つに分けてあるようでした。

そうしますと、ご存じのとおり、当組合では故人または申請者が広域の住民であれば無料となる、先ほど申し上げた2パターンの後者のほうになっておりますので、どちらのパターンがいいかということについては、当然どちらもメリット、デメリットというのはございます。こうした中で、今後そのメリット、デメリットをしっかりと比較しながら、どういった形で進めるのがいいのかというところを慎重に判断はしていきたいというふうに考えておりますので、その結果によりまして、条例を改定するですとか、そういったことを進めていくような形になろうかと思えます。現状では慎重に判断をさせていただくというようなところでございます。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 普通に考えれば、広域圏内に住んでいる方であれば火葬は無料、これ拡大解釈すると、東京のほうでは8万円も10万円もかかるわけです、火葬するごとに。例えば申請者が県外からご遺体をこっちに持ってきて、例えば独居の方の火葬許可をこちらの業者がもらった場合に、渋川市の税金で商売ができてしまうというおかしな状況が生まれてしまいますので、そちらはぜひ見直しの方向で検討していただきたいと考えております。

次に、消防署についてなのですが、会議は開かれないと、早急に対応したいというふうに消防長のほうからお話がありましたが、最終的にいつ頃に回答を出す予定なのかをお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） 先ほどの質問につきましてご回答申し上げます。

時期につきましては、今年度を目途に計画しておりましたが、会議のほうが開催できないということで、来年度早々、もしくは来年度中に決定できるようにしてまいりたいと考えております。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 早々に決めたいというふうにお話をいただきましたけれども、ぜひ早期の解決をお願いいたします。北分署に勤務している職員の方々の勤務状況が平等ではないのが今現在の状況ですので、ぜひ早い決定をお願いいたします。

先ほど3点目の処分場についてお話がありましたけれども、廣嶋さんの質問をされた中で根拠が正しく示されていない。今現在は覚書を今検討中だ、内容を固めている。覚書の内容によって金額も変わると思うのです。覚書の内容をこういうふうに運用した場合には幾らですか、こういう契約ができるのですか、こういうふうに固まりましたというふうに決まった上でないと、比較する材料、もともとのネタが定められないと思いますので、その辺はきちんと決めた上で進めていただきたいと思います。これ質問してもしようがないので、飛ばします。

次、スラグの問題、最終問題です。局長がお話しされたけれども、よく分かりません。私は、どこに何があるか、後世に情報を残したいのでお伺いしておるのですけれども、山砂と碎石40-0のそれぞれについて、どこへ、どのように、どれだけ使用したか、設計図や伝票、写真などを用いて説明をしていただきたいと思うのですけれども、それは可能なのでしょうか、お伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 今議員のほうからご質問ありましたのが、写真ですとか、また資料ですとか、そういったもので示すことはできるかということでございました。これにつきましては、事務局のほうで持っているものについては当然お示しすることができるのですが、過去にもそれがよくその物だけではなかなか判断がつかないということで裁判が起きたというようなこともございました。その裁判の中で、そういった資料のほかにも関係者の証言を受けたりですとか、そういったことも含めて、その中をよく精査したということがございますので、今議員がおっしゃるような形で資料だけで分かるものというのがなかなか難しいというところは正直ございます。そのために裁判が起きて、最終的な結論が導き出されたというところもございますので、そちらについてご了承いただければと思います。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 局長、何言っているのですか。裁判は関係ない話を言っているわけですよ。広域圏として、どこに何がどのように使われたかという情報を持っていない工事なんてあり得るのですかという話をお聞きしているわけです。本来あり得てはならないわけです。それ裁判というのは関係ないので、広域はちゃんと管理していないという事実は分かっているわけです。先ほど数字もちゃんと示せない、根拠

も表せない、算数もできない、管理できていないではないですか。

次に行きます。循環型社会形成推進基本法に関連して、同法は大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から脱却し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した循環型社会の形成を目的とした法律です。こちらはA Iで調べてもらおうと、エコ小野上処分場はこのような説明が出てきます。工事現場の40キロの範囲内に再資源化施設がある場合は、原則として再生骨材を使用するという内容であり、エコ小野上処分場もこの法律が適用されます。

ちなみに、渋川市の古巻公民館予定地に再生砕石を偽造したスラグ、品質保証書が発行されているのですけれども、RC40-0と書いてありながら、下にスラグ何%混合というふうに書いてあるのです。スラグが入った時点でRC40-0ではないのです。スラグ混合砕石になります、が敷設されており、前市長は税金でこれを撤去しました。そこで、エコ小野上処分場工事でも40キロの範囲内に再資源化施設がある場合、再生骨材を使用すると規定する特記仕様書の指定があったかないか、単刀直入にお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 西島事業課長。

（事業課長西島 学登壇）

事業課長（西島 学） 再生材の使用について、40キロ以内で調達しなければいけないというような規定が特記仕様書にあったかというところの質問だと思いますが、まずその規定が赤本の中にうたわれておりまして、再生材を使うことができない理由があった場合は、そのような協議をなささいというのが赤本にありました。特記仕様書のほうには、自分の中では過去の書類を振り返ったのですが、そこに記載はありませんでした。以上です。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 今ご答弁いただきましたけれども、そんなはずはないと思うのです。以前、広域組合から開示した書類を見させてもらいましたけれども、サンドマット工事で再生砂が30センチの厚みで敷設されていると。エコ処分場のすぐそばには、当時西部建材と旭石材工業という2つの再生資源化施設があったのです。先ほど事務局長は、近隣にそういった施設はなかった、だから山砂を使ったと言っていますけれども、あるではないですか、2つの施設。こちらについて、リサイクル砕石も十分に供給できる能力があったという話を私は伺っております。

そこで、群馬県の建設工事請負契約に準拠する建設工事請負契約約款の中には、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならないというふうに明記されております。先ほど例外があったというふうに西島課長はおっしゃいましたけれども、その場合は書面が残っていないとおかしいのではないのでしょうか。

また、40キロ圏内の再生資源化施設に再生骨材があっても、例外的に山砂を使用する場合は、変更の申出や近隣施設の、先ほど言う西武建材と旭石材、こちらに承諾等の書類を徴求して出さなければいけないのではないのでしょうか。そこで伺いますが、なぜ近隣の再生資源化施設の再生砂を使用せずに山砂を使用したのか。先ほど局長は、近隣2社があるのに、ないというふうにお答えしたのか、この2点をお伺いします。

議長（安力川信之議員） 事業課長。

（事業課長西島 学登壇）

事業課長（西島 学） まず、先ほどの答弁で、特記仕様書にあったかどうか、再生材の使用できない場合の規制について、特記仕様書にはないですけれども、赤本のほうにあったというふうに自分のほうでは答えておまして、再生処分場が近くにあったかどうか、がないとは言っていない。

（「ないと局長は言ったんだよ。ないから山砂を入れたと言ったじゃん」と呼ぶ者あり）

局長が言ったのは、再生材の調達で、必要なときに大量に調達できないから。

（「その申出は書類を起こさなきゃいけないんです」と呼ぶ者あり）

通常そのような書類を起こした場合、ちょっとこちらのほうは推測になってしまうのですが、再生材を近場で調達できない場合は、設計変更でその金額を見てあげなくてはいけないというところがあります。そこで、今回につきましては、その当時の工事額につきましては議決案件でありますので、そこを業者のほうで書類として残せば金額を設計変更でしなくてはいけない、金額増加をしなくてはいけないというところで、あえて書類を残さなかったのかなというような、それは分からないです。ただ、実際は書類が残っていないのは確実ですので、その辺はもうちょっと違ったやり方があったのではないかなと。当時、工事打合せ書類が正式なものが残っていないというところは、事務局の勝手だというふうに認識しております。以上です。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） もう一個、答弁が残っていましたね、局長の。近くにあったのに使わなかったと言ったではないですか。すみません。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 先ほど私が答弁したことについてということでありましてけれども、これにつきましては必要な量が、再生砂がかなり必要だったということであって、大量に確保するのが難しいということで、調達しやすいほうの山砂に変更したというような、そういったことで申し上げたものでございます。

議長（安力川信之議員） 1番。

1番（埴田裕之議員） 局長、大丈夫ですか。逆に、当時は山砂は、OHK Iの山砂を5,000立米入れたというふうになっているのですけれども、OHK Iこそ、これだけの量を用意する能力があったのですか。恐らく当時はこれを準備する能力はなかったと思います。

また、課長も一緒になって、当時事務処理がまずかったなんて言っていますけれども、設計変更でお金が必要になるから、推測でどうのこうのって設計書をごまかしたような言い方していますけれども、これまずいわけです。広域としてちゃんと後世に残す資料があるのかなのか、きちんとした形で私、資料請求しますので、あるならある、ないならない、しっかり曖昧ではなく、してほしいと思いますけれども、こちら資料請求しますので、請求した資料は出していただけますか。管理者の星名市長にお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 星名管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） 埴田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

資料請求は議員に与えられた、しっかりと権利でありますから、それを出していただければ、ある

かないかは、また中でしっかりとやっていきたいと思ひます。資料請求はしてもらって全く構わないと思ひます。以上です。

議長（安力川信之議員） 1 番。

1 番（埴田裕之議員） ご答弁ありがとうございました。やはり後世のためにも、今そうでなくても渋川、この地区はスラグ汚染で P F A S が出たりだとか、因果関係は証明されておりませんが、水脈を侵されて、市民がいろいろな健康を心配する状況が発生しております。がゆえに、こちらはどこに何が埋まっけていて、どのような材料が使われたのか、これをちゃんと把握していないと、後世の子供たちに示しがつかないと思ひます。改めて資料請求を行いますので、よろしくお願ひします。

まとめとなりますけれども、しらゆり聖苑の遺体安置設備につきましては、一日も早く増設をお願ひいたします。

また、広域消防も忙しいと思ひますけれども、北分署の早期計画、よろしくお願ひいたします。

新処分場の計画につきましては、不測の事態を考慮した上できちんとやっけてください。よろしくお願ひいたします。

スラグ問題に関しましては、資料請求をお願ひいたします。

以上をもちまして私の一般質問を終わりにいたします。

議長（安力川信之議員） 以上で 1 番、埴田裕之議員の一般質問を終了いたします。

通告により、1 清掃センターについて。2 常備消防について。

2 番、福島丘泰議員、登壇願ひます。

（2 番福島丘泰議員登壇）

2 番（福島丘泰議員） 通告に基づきまして、一般質問を行います。

1 項目め、清掃センターについて。近年、不適當な廃棄物によるごみ収集車やクリーンセンターの火災や爆発事故が多発しております。

（1 番埴田裕之議員午後 2 時 19 分退席）

県内でも伊勢崎市や前橋市のごみ収集車や安中市のクリーンセンターなどでの事故が発生しており、まさに対岸の火事ではなく、当組合の清掃関連業務においても、いつ起きるか分からない状況にあるかと思ひます。そこで、当組合の業務中において、これまでごみ収集車や清掃センターで火災や爆発等の事故による被害があったか。もしあった場合、何が原因だったか。また、なかった場合には何がこれらの原因になり得ることと思われているかについてお尋ねをしたいと思います。

2 項目め、常備消防について。日頃より広域住民が安心、安全に暮らせるために、日々火災の警戒、鎮圧、人命救助、被害の軽減を任務として活動をしていただいていることに改めて敬意と感謝を申し上げます。こちらでも近年、全国的に 119 番通報及び救急車の出動件数は大幅に増加しており、過去最多を連続で更新しているというような報道を耳にしております。そこで、当組合消防の 119 番通報及び救急車の近年の出動件数の推移についてお聞きします。

議長（安力川信之議員） 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 清掃センターにおける火災や爆発による被害があったかということでお答えをいた

します。

議員のご質問でございます火災や爆発による被害は、過去5年に遡りましては発生はしていません。しかしながら、清掃センター敷地内にある粗大処理施設でのプレス作業中に煙を確認するような事案というのが過去にもございます。これにつきましては、令和5年度に7件、令和6年度に37件、令和7年度については令和8年2月1日現在で36件となっており、プレス作業中の煙の発生というのは3年間でも増加傾向にあるのかなと考えております。対応といたしましては、発火のおそれがあるため、委託業者によりましてバケツやホースによる散水で対応しまして、機器、設備に被害はないような状況でございます。

また、収集業務中については、構成市町村の担当部署に問合せを行いましたところ、各市町村ともに過去3年間は火災事故等はないということでございます。

また、何が原因になり得るかということでございますけれども、ごみの分別をする際に、やはり住民の方たちが間違っただけで出してしまうようなことがあるのではないかとというふうにも考えておりますので、そこについては周知をしっかりとしていく必要があるというふうには考えております。

議長（安カ川信之議員） 山田消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） 当組合の119番の通報状況、それから出動件数の推移についてご質問をいただきました。119番の通報件数にありましては、令和6年の統計しか持ち合わせておりませんので、令和6年の数値となりますが、令和6年につきましては9,591件となります。

出動件数の状況になりますけれども、初めに火災件数の推移についてでございますが、当組合消防本部、消防署が発足した昭和47年の火災件数は78件で、これまでの最多につきましては昭和48年の120件となっております。直近10年の火災件数は平均45件で、この間での最多は平成29年の58件、直近、令和7年の火災件数は49件でございます。

次に、救急出動件数の推移について申し上げます。消防本部、消防署が発足した昭和47年の救急出動件数は803件で、発足以来、増加の傾向にあります。直近、令和7年には過去最多となる6,539件、1日平均18件の出動を記録したところでございます。直近10年における救急出動件数は平均5,727件ですが、10年前に当たります平成28年の出動件数は5,269件と昨年、令和7年の出動件数6,539件を比較いたしますと、この10年間で年間1,270件増え、率にして24.1%増加しております。救急需要は人口減少社会となっておりますが、高齢層の増加等により、今後もしばらくの間、高い水準で推移することが見込まれております。このほか、救助出動や救急隊の支援出動等、その他の出動がございまして、消防業務を代表する火災出動と救急出動の件数の推移についてお答えさせていただきました。以上であります。

議長（安カ川信之議員） 2番。

2番（福島丘泰議員） 幸いにも今まで大きな被害はなかったということで、ひとまず安心をしたところでもありますけれども、もう一つ確認ですけれども、主な原因、何が火災とか爆発につながっている、分別できなかったごみなのでしょうか。

議長（安カ川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 何が原因になっているかというところではありますが、プレスをしてしまったものの

中であるということですので、なかなか原因がはっきり分からないというのが現場の声でございます。

ただ、考えられるとすれば、今問題になっておりますリチウムイオン電池ですとか、こういったものが交ざっていたりということは考えられるのかなとは思いますが、ただ、はっきりしたことは申し訳ありませんが、こちらはちょっと分からないということです。

議長（安力川信之議員） 2番。

2番（福島丘泰議員） ありがとうございます。はっきりしたことは分からないということですが、一般的にはスプレー缶とリチウムイオン電池、これによる火災、爆発の原因が全国的に発生源として言われているわけなのです。

そこで、火災後の爆発事故につながるだろうと思われる原因である同廃棄物の収集方法についてお聞きしたいと思います。現在組合を構成している3市町村でのごみの分別や出し方についてですけれども、それぞれ基準が少しずつ違うというか、あるかというふうに思います。特にスプレー缶やリチウムイオン電池の収集方法は、それぞれどのような形で対応されているか、これについてお聞きをしたいと思います。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ごみの分け方ということでお答えをしたいと思います。

構成市町村の収集による分別の種類については、清掃センターの設備で処理できるものを基準ということで分けさせていただいております。そうしますと、可燃ごみ、不燃ごみ、リサイクルごみ、こうしたものになりますが、これは各市町村で基本部分としては同様ということでございました。そのほかの細かい分別の違いとしては、各市町村の収集体制、独自のリサイクル品目、各自治会の収集品目により違いがございます。

これにつきまして、またリチウムイオン電池ですとかスプレー缶ということで、先ほど議員から問いがありました、こちらの収集の方法については若干違っておりました。リチウムイオン電池は、各市町村ともに役所において担当課の職員が直接預かる方式となっておりますが、スプレー缶につきましては、渋川市及び吉岡町では中身を使い切って穴を開けずに指定日に出すということになっておりますが、榛東村では穴を開けて不燃ごみとして収集をしているということでございました。

議長（安力川信之議員） 2番。

2番（福島丘泰議員） ありがとうございます。火災、爆発などの重大な被害につながるスプレー缶とリチウムイオン電池等の燃えないごみ、危険なごみを出す場所は市民の皆さんというか、住民の皆さんからすると、よく分からないとか分かりづらい、聞いてみると、こういう声がどっちかという和多いのです。なので、現状それぞれの基準で回収をしているわけなのですけれども、実際には末端のごみを出す人にそういった情報が周知されていないというのが当組合内の清掃業務においては事故を起こしていないけれども、それにつながる可能性があるわけなのです。そういったことを未然に防ぐためにも、広域内で、3市町村で統一した分かりやすい、そして出しやすい回収基準を検討し、より周知をしたほうが私はいいのではないかなというふうに考えるのですけれども、その辺の分かりやすく、出しやすく、回収基準を統一する、そのような考えがあるかお聞きしたいと思います。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) ただいまの議員のご指摘の内容についてお答えをいたします。

近年、全国的に清掃センターやごみの収集車では、特に先ほど議員からもありましたように、モバイルバッテリーですとか電子たばこ、また電気機器等に使用されているリチウムイオン電池、こういったものの不適切な廃棄を原因とした火災が多く発生しており、時には大きな被害が出ていることから、環境省からも注意喚起を促す通知が来ておるところです。当組合では、定期的に広域組合の職員と構成市町村の衛生担当課の職員による会議を開催しておりますので、その場を活用して収集基準について協議を行っていき、足並みをそろえていくということは可能だというふうに考えておるところです。

また、広域住民の皆様にご危険なごみの出し方が浸透しておらず、分かりづらいというご指摘もございましたが、これにつきましては、各市町村とも協力し、引き続き広報等でお知らせをしていくという考えがございます。よろしくお願いいたします。

議長(安力川信之議員) 2番。

2番(福島丘泰議員) ありがとうございます。

昨年10月30日の議員全員協議会におきまして、渋川地区広域圏清掃センター長寿命化総合計画策定及び基幹的設備改良工事について資料が配付されて、協議をしたと。そして、先ほどの新年度予算で令和8年度から着手していくということでもありますけれども、当組合の清掃センターはここにも書いてありましたけれども、平成5年から稼働して32年、施設の老朽化が進んでいて、主要設備の更新、改造を行わなければならない時期に来ていると。そして、この更新や改造をするためには多額の費用がかかるわけでありまして、そのために国の交付金を活用して、費用の負担軽減を図るという計画なわけでもありますけれども、当初の概算予算では79億ということで想定をされていたわけですが、近年の物価高騰や施設の老朽化の進行とか、国からの交付金を活用するための条件として、15年間の長期稼働をしなければならないではなくて、するために必要な工事箇所が増えたと。そういうことから、想定よりも40億増額となって118億6,900万円になる、そのように提示されているわけでありまして、これだけ金額が増えると、交付金を活用しても当広域組合で負担する金額は56億2,300万円を負担をして15年の延命する工事をしなければならないということになっております。今後、少子高齢化によって人口減少が進んで税収は減少傾向にあって、一方、社会保障費は増加傾向にあるというふうに予測されているわけでありまして、先行きは本当に楽観できない状況なのだろうなというふうに感じます。だからこそ、事故を未然に防いで、できるだけ余分な修繕費を追加支出しないように、そして少しでも長く改修、改善した施設が維持されて運営できるようにしていかないと、かかるものはかかるけれども、賄うお金がなくなって行って、そこで事故を起こしたら余分な支出が増えてしまって、どんどん大変になると、そういうふうに思うわけです。なので、広域内で統一した基準、これは本当に進めるべきだなというふうに思っています。

令和5年の12月に一般廃棄物処理基本計画というのが出ていて、その第3節、ごみ処理基本計画の基本方針の2、この部分で目標達成のための地域体制等の統一というのが掲げられているのです。ですので、会議で話し合って知らせていきたいと思いますのではなくて、しっかりとやっていく必要があるのではないかなというふうに思っております。改めて、未然に事故を防ぐことにつながる当組合構成3市町村で回収基準の統一を早期に進める考えはあるか、管理者にお聞きをしたいと思います。

議長（安力川信之議員） 星名管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） 福島議員には質問ありがとうございます。組合構成3市町村、ごみの仕分方と出し方、これについて細かな違い、これがある点については十分に存じ上げているところであります。

先ほど事務局長も申し上げておりましたが、3市町村が足並みをそろえて収集基準を決めていくこと、これは可能であるというふうに考えております。安全な収集体制をできるだけ早く構築することを共通認識として、これから調整するよう指示を出させていただきたいと、このように考えております。以上です。

議長（安力川信之議員） 2番。

2番（福島丘泰議員） ありがとうございます。繰り返しになりますけれども、近年の物価高騰の影響で、改修するにしても、更新するにしても今まで以上に多額の費用がかかってまいります。未然に火災やこれらの爆発などの重大な事故につながるスプレー缶とかリチウムイオン電池等の燃えないごみ、危険なごみの分かりやすい、また出しやすい統一した回収基準、こういったことを徹底することによって、これらのリスクを排除することになると思いますので、実現に向けて早急に進めていただけるように要望して、1項目めの清掃センターについては終わりにしたいと思います。

続きまして、2項目めの常備消防の質問の続きをさせていただきたいと思います。先ほど119番、火災の出動、救急ともに増加傾向にあるということでもあります。特に火災よりも救急のほうがすごく件数が多くて、やっぱり世相なのかなというふうに感じておりますけれども、それでは出動するエリア、例えば資料がありますけれども、10年前とか5年前はこの辺だったけれども、今こういうふうにひよっとしたら動いているよとか、出動エリアの推移、そういうものがあるようであれば教えていただきたいと思います。出動エリアの推移、今後この辺が増えていくのではなかろうかと、そういうことだと思いますけれども、よろしく願いいたします。

議長（安力川信之議員） 消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） 出動エリアの推移と件数等の件についてご質問をいただきました。初めに、出動エリアの推移でございますが、渋川市を市町村合併前の旧市内を渋川地区、伊香保町を伊香保地区、小野上村を小野上地区、子持村を子持地区、赤城村を赤城地区、北橘村を北橘地区とさせていただきまして、吉岡町及び榛東村の8エリアで推移と件数についてお答えさせていただきます。

火災件数の出動エリアの推移でございますが、過去10年間で見ますと、各エリアの火災件数は、その年々により増減を繰り返している状況であります。過去10年間のエリア別出動件数を申し上げますと、渋川地区が12.7件と一番多く、次に赤城地区の7件、榛東村が6件、子持地区が5.6件、吉岡町が5.2件の順となっております。

次に、救急出動エリアの推移でございますが、小野上地区を除き、各エリアで増加が見られ、10年前と昨年の出動件数と増加率で特に増加が認められるのは吉岡町で724件が1,016件、率にして40.3%の増加でございます。次に、子持地区で503件が705件、率にして40.2%の増加でございます。その次に榛東村で481件が664件、率にして38%の増加となっている状況でございます。出動件数の多いエリアは、過去10年間の平均で申し上げますと、渋川地区が2,320件と最も多く、次に吉岡町830件、子持地区が588件、榛東村が566件

となっております、南部方面に多くの救急需要があることが見てとれるところでございます。以上でございます。

議長（安カ川信之議員） 2番。

2番（福島丘泰議員） ありがとうございます。実質、出動件数の増加はさることながら、エリアも広域化して、特に南部方面への出動件数が増えているということでございます。これだけ出動件数が増えてくると、業務が増えるということになろうかと思えますけれども、現在業務を担当されている消防隊員の人数については充足、足りているのかどうなのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

議長（安カ川信之議員） 消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） 消防職員の数に足りているかというご質問をいただきました。職員数につきましてでございますが、消防職員の条例定数は165人で、本年度当初の実員数は162人でございます。現在の消防職員の条例定数は、平成23年2月17日の渋川地区広域市町村圏振興整備組合2月定例会におきまして、団塊の世代の大量退職に伴う対処として150人から165人としていただいたものでございます。その後、消防力の整備指針の一部改正により、複雑多様化、大規模化する災害に安全管理の下、適切に対応するため、指揮隊が創設されたこと。それから、予防業務の執行体制を強化、充実させるため、予防要員の強化、充実が求められたことにより、当初の団塊世代の大量退職に伴う対応以外の人員増を要する必要性が生じましたが、条例定数内で所属間の応援や日勤者が直接当直勤務に当たるなどして対応してきたところでございます。

しかしながら、次世代育成支援対策推進法や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律などが制定され、男性職員の育児休暇等のため、人員を確保する必要性が生じたことでございます。さらに、令和5年度から開始された定年延長に伴い、人員を根源とする消防力の確保が非常に困難な状況となっております。救急事案選考時、分署での消防ポンプ自動車搭乗人員が2名となる最低人員当直日は約6割を数えるなど、救急需要の増加をはじめ、増大する業務に適切に対応していくため、全国的、県内の消防本部局においても消防職員の増員が行われる傾向にございますので、今後適切な定員管理に向け、検討をしてみたいと考えております。

議長（安カ川信之議員） 2番。

2番（福島丘泰議員） ありがとうございます。出動件数の増加によって業務が多忙になっているということとあります。今後活動に支障が出ないか、本当に心配だなというふうに思っております。人員不足がもとで、間に合った火災の対応だとか、救急活動に支障が出るようであれば、まずもって本末転倒のことだというふうに思っておりますので、この問題は広域の組合など全体の問題としてしっかりと条例の改正も含めて人員増に取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、消防の広域化についてお聞きをしたいと思います。今国というか総務省の消防庁が発しているわけですが、少子高齢化に伴う消防職員の確保難や財政状況の悪化、そして専門的な知識を要する災害、大規模災害であったりとか特殊災害などの増加といった課題に対応するために、市町村の枠を超えた消防広域化を国としては推進をしているというふうなところだと思います。そこで、これまで当組合の消防の広域化への取組、何か取り組んできたことがあるのか、あったらばそれについてお聞きをした

いと思います。

議長（安力川信之議員） 消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） 当組合消防の広域化への取組状況についてご質問をいただきました。消防の広域化につきましては、平成6年9月に消防庁長官から、消防広域化基本計画の策定について、各都道府県知事宛てに通知が発出され、消防広域化への議論が始められたものでございます。

通知の概要でございますが、複雑多様化、高度化する消防需要に対応し、全国いずれの地域においても生活の安全が確保されるよう、住民の期待と信頼に応えられる高度なサービスを提供していくことが求められており、引き続き消防の組織、施設、装備等の充実強化を図っていく必要があることから、都道府県において小規模消防本部の広域再編に関する基本的な計画を策定することを求めるものでございました。

その後、平成18年6月に消防組織法が改正され、基本的な理念及びその推進の枠組みに関する規定が整備され、平成18年7月には市町村の消防の広域化に関する基本指針が消防庁長官から示されたところでございます。この指針において、各都道府県に推進計画を定め、消防長に報告することが求められたことから、群馬県内においても消防の広域化に向け議論が重ねられ、平成24年度に群馬県消防広域化推進計画がまとめられました。しかしながら、当該年度に実施した首長アンケートにおいて、消防広域化に否定的な意見が多数となったため、広域化は行わず、国や他県の今後の動向を注視する方向性で現在に至っております。当組合消防においても広域化へ向けて検討は現在なされていない状況でございます。以上であります。

議長（安力川信之議員） 2番。

2番（福島丘泰議員） ありがとうございます。平成24年当時、いろいろ否定的な考えがあつて、全体的にというのはやっていないよということでありますけれども、それから当組合も今現状ではその後ということも話がありましたけれども、平成24年から時間が流れて今、令和8年になりましたけれども、県内ではその後どういった広域化に対しての考え方が変わったか、動きがあるか、もしあればお聞かせいただきたいと思います。

議長（安力川信之議員） 消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） 群馬県内の広域化の状況についてご質問をいただきました。群馬県内の消防本部は、単独市、消防事務組合、一部事務組合、合わせて12の消防本部がございましたが、平成11年に前橋市消防本部と、勢多中央広域消防本部が統合し、県内11消防本部体制となっております。

その後、消防組織法の改正を受け、先ほどご説明いたしました群馬県消防広域化推進計画がまとめられたところでございますが、その際に実施された首長アンケートにおいて、消防広域化に否定的な意見が多数となり、国や他県の動向を注視していくという方向性が打ち出されているところでございます。

群馬県内消防本部局の広域化に向けた動向でございますが、今のところ広域化に向けた表立った検討、協議等の動きはなく、県の担当部局においても消防広域化への各消防本部局の機運が高まれば応じていくという考えであるとのことでございます。広域化の前段階となる消防の連携、協力といたしまして、119番通報の受信と出動指令を行う通信指令業務を高崎市等広域消防局、利根沼田広域消防本部、多野藤岡広域

市町村圏振興整備組合消防本部、富岡甘楽広域消防本部、吾妻広域消防本部と当消防本部の6消防本部におきまして、たかさき消防共同指令センターを設置し、平成28年度から消防指令業務の共同運用を行い、整備費の縮減と運用の効率化を図っているところでございます。

議長（安力川信之議員） 2番。

2番（福島丘泰議員） 承知をいたしました。県内では、そういった機運は全体的には高まっていないというお話でありますけれども、消防の広域化の取組というのは職員の確保に対応しつつ、行政上のスケールメリットを実現する、また多様化や大規模化する災害時に迅速、的確に対応できる消防体制の構築強化、それが目的ということで国のほうから出ているわけにありますから、広域全体の安心、安全のために、今後広域化に向けた取組の調査研究、これはしっかりと進めていっていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

続きまして、庁舎の建て替えについてお聞きをしたいと思います。先ほど1番議員のほうからも北分署の関係で質問があったかと思えます。ちょっと重複する部分もあろうかと思えますけれども、質問させていただきたいと思えます。老朽化による建て替えとカバーエリアの拡充のために、令和3年度に南分署、令和5年度に東分署、令和6年度に西分署と建て替え工事が終わって、残すは昭和43年、増築部分は平成15年というふうになっておりますけれども、運用している消防本部消防署、それと先ほどお話が出た昭和51年から運用している北分署、この2つを残すところというふうになりました。現在、この消防本部消防署と北分署の老朽化に伴う建て替え計画について、どのような状況になっているか、いま一度質問させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（安力川信之議員） 消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） 老朽化に伴う消防本部消防署、北分署の建て替えについて質問をいただきました。令和2年2月14日に開催していただきました議員全員協議会において、消防庁舎建設等事業計画についてご報告させていただいたところですが、計画では、北分署は令和4年度に用地取得、令和9年度に供用開始、消防本部消防署は令和8年度から事業を開始し、令和13年度に供用開始の計画でございました。しかしながら、組合所有地である渋川警察署跡地の有効利用及び働き方改革等による人員、消防体制等を検討する必要が生じたことから、消防署北分署と消防本部消防署を統合して建て替えるのか、それぞれ建て替えるのか、消防需要への影響、財政面を含めた将来像を考慮し、消防本部内や各市町村の関係課長等を委員として含む消防署所適正配置及び庁舎建設等検討委員会を設け、検討協議を重ねてきたところですが、先ほど埴田議員のご質問に対しての答弁と重複となりますが、第2回の検討委員会を開催するため、データの整理及び資料の作成を行い、市町村の関係課長等へ個別に事前説明をさせていただいたところでございますけれども、検討委員会開催日程について折り合いがつかず、第2回の庁舎建設等検討委員会が未開催となっており、進展がない状況でございます。

消防本部消防署、北分署、いずれの庁舎にいたしましても、現在地での建て替えは敷地面積から不可能であると考えており、建設用地を求め、移転する計画となりますけれども、現在、現庁舎の老朽化等の状況を踏まえますと、早急に事業を進める必要性を認識しておりますので、早期に進めていきたいと考えております。

議長（安力川信之議員） 2番。

2番（福島丘泰議員） ありがとうございます。遅れているということで、大変問題があるというか、憂慮しなければならないなというふうに思っております。

それと、ちょっと話は変わりますけれども、今後消防本部消防署、北分署の建て替えを検討するに当たって、先ほど統合化ですか、土地、場所がとか、そういう話もいただきましたけれども、現在建て替えをするに当たって、どんなことを重視して建て替え計画をお立てになっているのか、もしそういう計画とかお考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。

議長（安力川信之議員） 消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） 消防庁舎の建て替えに当たり、どんなことを重視しているかということでご質問をいただきました。先ほど現在地での建て替えは不可能であって、移転する方向で検討している旨をお話しさせていただきました。移転するに当たりまして、消防力の維持、強化が大前提となります。地域住民の身体、生命、財産を守るという根源的な行政サービスを社会情勢の変化に対応しながら、最も効率よく消防サービスを提供できる場所に移転したいと考えております。

優先する要素といたしまして、主な消防サービスである救急需要が人口に比例していることから、効率よく救急需要に対応できるよう、より多くの人口をカバーできる場所が適地と考えております。また、カバーできる範囲に影響する要素でございますが、主要道路や幹線道路へのアクセスが良好であるかがカバーできる範囲として大変重要となります。そのほか、災害対応の拠点施設として、地盤が安定していること、浸水、土砂災害の危険が少ないことなどが重要な要素となります。今後の消防需要の変化、構成市町村の将来像などを見据え、消防本部消防署と北分署の統廃合については、慎重に検討していかねばならないと考えております。以上でございます。

議長（安力川信之議員） 2番。

2番（福島丘泰議員） ありがとうございます。先ほどの出動の件数とエリアのところでもありましたけれども、だんだんと出動件数とか救急車で出動する件数とかエリアが南下しているというお話がありましたけれども、特に救急対応ができる、そしてより多くの人口がカバーできるところが適地ということであります。まさにそのとおりだと思いますので、しっかりとその要素を踏まえて、消防本部消防署、そして北分署を含めて全部の広域の消防署の分署の配置が一人でも多くカバーできるエリアへの消防署の設置、それを中心に考えていただきたいなというふうに思っております。

広域住民が安心、安全に暮らせることを目的に、日々、火災の警戒やら鎮圧、人命救助、被害の軽減、これを任務として活動していただいている広域消防の皆さんの業務でありますけれども、その中で老朽化によって建て替えが終わっていない消防本部と北分署、そしてそれ以外のところの消防の配置というのは、本当にすごく大事なところで、特に消防本部は消防全体の要であるわけですから、やはりこれが遅れているというのはすごく不安になるというか、心配でありますので、一日も早く建て替え計画が前に進むようにしていただきたいなというふうに思っております。いろいろと社会情勢の変化やら、財政の問題やら、土地の問題やら問題はあるのだと思いますけれども、やはり生命、財産には代えられないことだというふうに思っております。一日も早い適地の候補地が決まって計画が進むことを願っているわけがあります。

最後になりますけれども、老朽化の建て替え、残された消防本部消防署、北分署の今後について、管理者の見解をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（安力川信之議員） 管理者。

（管理者星名建市登壇）

管理者（星名建市） 福島議員のご質問にお答えさせていただきます。

消防本部消防署及び北分署の建て替えに関する管理者の見解についてということでございます。まず、現庁舎の老朽化が進行している中で、住民の生命、身体、そして財産を守る防災拠点でもあります消防庁舎の整備は、当組合にとって優先して取り組むべき課題であるというふうに認識をいたしております。先ほども消防長が答弁したとおりでありますけれども、移転する方向で検討するということでもあります。そこで、消防はいかなる場合も機能を停止することなく、住民の皆様の要請に迅速かつ的確に応え続けていけることが求められているというふうに思っております。検討委員会は少し止まっているところでありますけれども、住民の皆様が安心、安全を実感できるよう、しっかりと検討を進めていきたいと思っておりますし、消防、救急サービスを効果的、効率的、そして確実に提供できる消防拠点としての機能を有事の際に十分果たせる庁舎建設事業、これは早急に、いろいろな課題がありますけれども、これを整理いたしまして、推し進めていきたいと、このように考えております。以上です。

議長（安力川信之議員） 2番。

2番（福島丘泰議員） ありがとうございます。様々な越えなければならない問題はあることも分かりましたし、承知もしました。

しかしながら、一番大事なのは広域住民皆さんが安心、安全に暮らせる環境を継続すること、それが何事にも代えられないことだというふうに思っております。いろんな問題があるにせよ、速やかに方向性を出していただいて、残された2拠点の一日も早い建て替えの整備の実現を要望させていただきまして、一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

議長（安力川信之議員） 以上で2番、福島丘泰議員の一般質問を終了いたします。

閉 議

午後3時06分

議長（安力川信之議員） 以上で今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。これにて会議を閉じます。

管 理 者 挨 拶

議長（安力川信之議員） 管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。

星名管理者。

(管理者星名建市登壇)

管理者(星名建市) 2月定例会の終了に当たりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。

本日は、議員の皆様には大変お忙しい中、2月定例会を開催していただき、ご提案を申しあげました各議案に対し、慎重にご審議の上、ご議決を賜りましたことに対し、心から厚く御礼を申し上げます。審議の経過で賜りました貴重なご意見やご提言につきましては、十分尊重し、より一層効果的となるよう、今後さらに検討を重ね、今後の広域行政に反映してまいりたいと、このように存じております。

議員の皆様におかれましては、体調管理には十分お気をつけいただくとともに、さらなる広域運営推進のため、一層のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

閉 会

議長(安力川信之議員) これをもって令和8年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後3時07分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長 安 力 川 信 之

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 反 町 英 孝

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 廣 嶋 隆